会　期　日　程

令和8年第4回山江村議会定例会

自　令和　８年　６月１０日（水）
至　令和　８年　６月１２日（金）　（３日間）

日次	月　日	曜	種　別	場　　所	開 会 時 刻	摘　　要
１	６月１０日	水	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・開　　会 ・報　　告 ・提案理由説明 ・質　　疑
			休　会	役場大会議室	午後１時３０分	・議 案 審 議
２	６月１１日	木	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・一 般 質 問
３	６月１２日	金	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・質　　疑 ・討　　論 ・表　　決 ・閉　　会

第　１　号

６ 月 １ ０ 日 （ 水 ）

令和８年第４回山江村議会６月定例会（第１号）

令和８年６月１０日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

日程第	１		会議録署名議員の指名
日程第	２		会期の決定について
日程第	３		諸般の報告
日程第	４		行政報告
日程第	５	報告第　１号	令和７年度繰越明許費（一般会計）の報告について
日程第	６	報告第　２号	令和７年度事故繰越し（一般会計）の報告について
日程第	７	承認第　２号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号））
日程第	８	承認第　３号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））
日程第	９	承認第　４号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））
日程第１０		承認第　５号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号））
日程第１１		承認第　６号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号））
日程第１２		承認第　７号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号））
日程第１３		承認第　８号	専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）
日程第１４		承認第　９号	専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第１５		同意第　２号	山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１６		議案第３４号	山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７		議案第３５号	山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８		議案第３６号	山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９		議案第３７号	令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）
日程第２０		議案第３８号	令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第２１		議案第３９号	令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総　務　課　長	松　尾　充　章　君
税　務　課　長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建　設　課　長	今　村　禎　志　君	教　育　課　長	迫　田　教　文　君
会計管理者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。

ただいまから、令和８年第４回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員）　議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２４条の規定によりまして、２番、北田愛介議員、３番、本田りか議員を指名いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期の決定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては５月２５日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

５番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂　修議員）　令和８年第４回山江村議会定例会につきまして、去る５月２５日、午前９時より議会運営委員会議を開催し、会期日程等について協議をしておりますのでご報告申し上げます。

会期につきましては、本日１０日から１２日までの３日間としております。

本日開会、提案理由の説明を行い、午後から休会とし、議案審議としております。

２日目、１１日は一般質問となっております。今回４名の議員より通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁を含めて６０分となっております。

最終日の３日目、１２日は、質疑、討論、表決を行い、散会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（森田俊介議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

３月２６日、議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。

３月２９日、山江村婦人会総会、婦人会会館で行われております。

４月８日、山江村青年団総会が、農村環境改善センターで行われております。

４月９日、村内小中学校入学式、各小中学校で全議員が出席しております。

４月１６日、熊本地震１０年犠牲者合同追悼式が、熊本城ホールで行われております。また、人吉下球磨消防組合議会全員協議会が、消防本部で行われております。

４月１９日、山江つつじ祭、丸岡公園で行われております。

４月２３日から２４日、令和９年度主軸事業要望活動を東京都に出席しております。

４月２７日、山江村文化協会総会が、農村環境改善センターで行われております。

４月２８日、畜霊祭が畜産センターで各議員出席のもとで行われております。

５月１４日から１５日まで、総務文教・産業厚生常任委員長合同視察研修を福岡方面に全議員で出席しております。

また、熊本県町村議会議長会が熊本市で行われております。

５月１６日、山江村自衛隊家族会総会が山江温泉ほたるで行われております。

５月１８日、山江村老人クラブ連合総会、下球磨村議会副議長会が五木村で行われております。

５月２２日、山江村商工会総会５８回通常総会が山江温泉ほたるで行われております。

５月２３日、各小学校の運動会が全議員のもとで行われております。

５月２５日、山江村身体障害者福祉協議会総会が健康の駅、ボランティア連絡協議会総会が健康の駅で行われております。

５月２６日から２７日まで、全国町村議長議会・副議長研修及び要望活動を東京都に出席しております。

５月２８日、九州治水期成同盟連合会第６９回定期総会が、宮崎市シーガイアで行われております。

５月３０日、山江村スポーツ協会総会・郡体の決断式も山江温泉ほたるで行われております。

６月１日、山江村遺族会総会が健康の駅で行われております。

６月３日、山江村シルバー人材センター定期総会が、農村環境改善センターで行われております。

また、山江村防災連絡協議会が山江村体育館で行われております。

６月５日、人吉地域防犯協会連合評価委員会が人吉市役所で行われております。

６月７日、熊本丸岡会がメルパルク熊本で行われております。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、山江村議会活動報告を行います。

はじめに、国会議員要望の報告を、９番、久保山直巳議員よりお願いします。

久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　おはようございます。それでは、４月２３、２４日の国会議員主軸要望活動についてご報告申し上げます。

まず、２３日、金子代議士、松村参議、馬場参議、進藤参議の各事務所を訪問し、主軸事業要望を行っております。金子代議士におきましては、国土交通省大臣室において要望を行っております。

まず、人吉・球磨圏域についての要望としまして３点、企業誘致の推進、国土強靭化の推進、令和２年７月豪雨災害による被害箇所の早期復旧及び国土交通省九州地方整備局組織人員の体制強化、３、農業農村整備事業の促進。

次に、山江村地区、４、森林整備事業の拡充・強化、５、野生鳥獣類被害対策、６、地方創生

２.０の推進、７、過疎地域における地方道路の維持管理に対する支援拡充、８、人口急減における定住促進を図るための規制緩和、９、公営住宅の整備促進、１０、教育ＩＣＴ環境の高度化による新しい学びの場の創造事業の推進、以上１０項目を要望しております。

４月２４日、国会において、９時開催の衆議院国土交通委員会の傍聴を行っております。私たちが入室しましたときには、中道改革連合の福重隆浩代議士の質疑が行われており、約３０分程度の傍聴を行いました。その後、銀座にあります熊本県のアンテナショップを視察しております。

以上、４月２３日、２４日の主軸要望活動の報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　次に、総務文教・産業厚生常任委員長合同視察研修の報告をお願いします。

８番、西孝恒議員よりお願いします。

西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　では、令和８年度総務文教・産業厚生常任委員会合同視察研修の報告をいたします。今回の研修内容は、主に総務文教の分野になりますので、総務文教常任委員会のほうから行います。

期日は、５月１４日（木曜日）から１５日（金曜日）の２日間です。研修場所は、福岡県田川郡香春町の義務教育学校と博多国際展示場カンファレンスセンターでした。１日目は、香春町の義務教育学校「香春思永館」を訪ねまして、岩奥教育長をはじめ、学校や議会事務局の方々に対応いただいています。

香春町では、町内の全小中学校、小学校４校、中学校２校を一つに統合されまして、施設一体型の福岡県内でも珍しい注目の学校として、児童生徒数約７００名で、開校から５年目ということでした。

義務教育学校採用については、１、学習面や生活面の指導において、９年間を意識した連続性のある教育が可能であること、２、１人の校長、１つの教職員組織で構成されているため、９年間を見通した教育目標の設定など、意思決定や意思の統一が早期にできること、３、学校ごとに取り組むことが想定されている教育課程編成や、年間指導計画の重要な事務について、教職員が一体となって取り組むことができるなど、９年間にわたって子どもたちの成長を見守っていくことが可能であり、有効な制度である結論に達したとのことであります。

今回の学校再編事業は、児童生徒にとってより良い教育環境を目指し、魅力あるまちづくりを目的に町始まって以来の一大事業であったことなど、教育のまち香春を目指す熱意が感じられ、香春思永館の名称にしましても、元小倉藩の藩校名とのことから、良き伝統を引き継ぎながら新たな学校づくりに邁進されていること、また校舎は各教室はじめ広く伸びやかで、規模が大きく未来的な感じでありました。

本村の場合、山田小、万江小、山江中の児童生徒数合計は約２９０名ほどのようですが、現在の山江村の最近の出生数ですけど、極めて少ないため、今後次第に減少するようです。人吉球磨管内で義務教育学校、制度としての一貫校は球磨村の球磨清流学園１校のようで、小中一貫型教育の実施校は既に水上村、五木村では先進的に行われつつあります。本村山江村でも各学校間で合同授業や乗り入れ授業もあるようですが、より良い教育環境を求める今後の検討課題であります。

２日目は、博多国際展示場において、地域テック九州に初めて参加しました。地域テックは、全国の地域自治体が抱える課題を解決するため、出店企業との出会いからその改善や導入への機

会として、約８５社が出店の会場でした。

子どもテックも同時開催され、その特別セミナーにおいて、本村の内山山江村長より、「校務ＤＸ化で年間１５０時間の時間外労働を削減」と題して、約４０分間講演の中で、本村のＩＣＴ教育の飛躍的効果やその時間外労働削減をデータにより紹介され、また、村の特産など改めて全国に発信いただきました。

以上で、常任委員会合同視察研修報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　以上で、山江村議会活動報告は終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（森田俊介議員）　日程第４、村長から行政報告の申出があっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君）　皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日は、令和８年第４回山江村議会定例会開催をいたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝申し上げたいと思います。

まず、６月４日に熊本県が属する北部九州の梅雨入りが発表されております。

６月３日、防災連絡会議を開催いたしまして、出水期を前に気象災害に対する備えを共有したところであります。本年からその気象災害に対する防災情報が変更されており、危険警報が新たに新設となり、危険警報と同時に避難指示を発令するという運びになります。実は昨日、早速鹿児島県のほうで危険警報が発令されているということでもあったようです。

そして、新しい避難所として、山江村役場前駐車場をはじめ、新しい避難所を増やしておりまして、多発、大型化する災害に備えるということにいたしております。村民の皆様には、テレビ・ラジオ、そして山江からの災害情報に注意され、現在も台湾のほうで熱帯低気圧が発生し、台風に変わるやもしれないという情報がありますけれども、そういう気象災害に備えていただきたいと思っております。

それでは、今回も３月定例会後の行政報告により、挨拶に代えさせていただきたいと思います。項目が多いので主なもののみに申し上げさせていただきたいと思います。

まず３月２６日ですが、山江村小中学校再編検討委員会から答申を受けました。先ほど西委員より香春町の報告があったところでありますけれども、その答申の内容は、山江村における今後の小中学校のあり方についてという答申であります。山江村小中学校再編検討委員会委員長、渕田秀雄委員長から、それから山江村学校給食共同調理場施設整備検討委員会委員長、池田幸彦委員長からの答申を受けたところであります。

概要を申し上げますと、学校再編を検討する背景とその必要性については、本村の児童生徒数は当初の予測を上回るスピードで減少しているということに鑑み、切磋琢磨する集団の確保や多様な考えに触れる機会が、著しく制限されるという懸念があるということであり、未来を見据えた積極的な再編が必要不可欠であると判断をされております。

２番目に、目指すべき学校像でありますけれども、小学校から中学校までの９年間を一体と捉えた義務教育学校への再編を提言されております。

そして３点目は、学校給食施設の整備方針でありますが、学校再編と足並みを揃え、学校給食・共同調理場の新設を求めるという答申であります。

それから、再編にあたっての重要配慮事項といたしまして、地域コミュニティ維持と跡地活用、並びに２点目が安全な通学体制の確保、３番目が村全体で推進するということが答申にありました。

最後に、委員一同ですね、山江村の子どもたちの未来を第一に考え、時には厳しい現状を直視しながら導き出した答えである。村当局においては、この答申の趣旨を重く受け止め、山江村の１０年、２０年後の礎となる教育環境の構築に向け、迅速かつ誠実に取り組まれることを切に希望するということで終えられております。

以上のような答申を受けたところであります。

それから３月２８日、山江保育園の卒園式。

３月２９日は山江村婦人会総会に出席しております。

３月３０日、地域おこし協力対報告会としておりますけれども、これは尾寄崎のヤマメの養魚場、それからキャンプ場のほうで検討いただいております千野さんより、尾寄崎キャンプ場の改修についての意見が出てまいりましたので、その点についての協議を行ったところであります。

３月３１日は職員退任式として、蕨野総務課長、それから吉無田プロジェクトマネージャーほか、会計年度任用職員の田原さんほか計７名が退任されたということであります。

４月１日は、辞令交付式並びに委嘱状交付式として、３名の新しい職員、また会計年度職員に辞令を交付しております。それから山江保育園入園式にでも来ました。それから村内転入教職員の辞令交付式がありましたので、私も出席しております。

それから４月７日でありますが、議会全員協議会、現地調査を行っていただいております。私も同行させていただいております。大変ありがとうございました。

それから４月８日でありますが、企業版ふるさと納税寄附を受けまして、これは株式会社佐藤から、山江村に持参伝達されたということであります。大変ありがとうございました。

それから山江村青年団総会にも出席いたしておりますけれども、今回地域おこし協力隊でありますヤマエノトムシ株式会社の３名の若者が、山江村青年団に加入されたということであります。新しい風を吹き起こしてくれながら、青年団活動の更なる充実を期待するところであります。

４月９日、万江小学校入学式に私、出かけました。３名の入学者です。そして午後、山江中学校の入学式、３３名の入学式に出てきました。ちなみに、山田小学校は２７名の入学者を迎えたということであります。

４月１０日でありますが、村長室だより収録といたしております。以降毎週金曜日収録実施といたしておりますけれども、これは山江のケーブルテレビに、実はこの議場でですねやり取りをさせていただきましたけれども、発信が足りないのではないかというようなことでありまして、ケーブルテレビを使ってしっかり私のほうから直に発信をさせていただくことを検討したいというようなことを申しましたが、その村長室だよりとしてですね、毎週金曜日にできるときは収録・発信をしているところであります。

それから、山江村消防団の新旧幹部会議を開催されました。今年から８個分団が５個分団となりましての新しいスタートでもあります新旧幹部会議でもありました。

それから４月１４日でありますが、村史編纂委員会議を開催しました。本編を発行しまして、

大変各方面から、読みやすい、また写真がいっぱい等の非常に好評を博しているところでありますが、現在資料編を編纂中であります。６月２４日に山江村に届くということであります。資料編でありますので、研究者や専門家の方々にとってはありがたい書籍となるということでありますが、村民の方々においても必要である方、１,５００円で販売をすることとしているところであります。

それから４月１５日、厚生労働大臣表彰伝達式、谷川睦子氏としておりますけれども、長年の民生児童委員の活動の功績に対しまして、厚生労働大臣の表彰があったところであります。

それから、同じく１５日でありますが、くまがわ鉄道全線運行再開の関連イベント実行委員会議がありました。市役所でありました。ご案内のとおり９月２０日にくまがわ鉄道全線運行再開されるという予定であります。

それから４月１６日、全国ＩＣＴ教育首長協議会視察とありますけれども、私、１６日から１７日にかけて、天皇陛下より園遊会に招待をいただきました。その初日でありましたけれども、アメリカのマイクロソフトの社長がですね、茨城県つくば市のみどりの学園を視察されるということでありましたので、会長として呼ばれておりまして、意見交換をさせていただいたところであります。

それから４月１９日でありますが、山江つつじ祭が開催されました。若干雨模様でありましたけれどもたくさんの方で賑わった、何とか、祭りが賑わったつつじ祭だったと感じております。

それから４月２０日から２２日にかけまして、令和８年度事業打ち合わせとしておりますけれども、各課と恒例ではありまして、１年間を通した事業打ち合わせを行っております。

それから４月２３日は、山江村議会議員要望活動同行といたしまして、２４日まで議会議員の皆さん方、先ほど久保山議員から報告がありましたとおりであります。ただ２４日につきまして私、ＩＣＴ教育の件で文科省のほうに出向いて要望活動をしております。

それから４月２６日でありますが、第１３回山江村消防ポンプ操法大会が開催されます。２分団が優勝され、６月１４日に開催されます郡の操法大会に出場されるということになっております。

それから４月２７日でありますけれども、ＰＦＩ特定事業選定会議としておりますが、これは栗の駅工事に伴います選定会議であります。栗の駅のその後の経緯につきましては、一般質問等でも出ておりますので、その折また詳しくやり取りさせていただければと思っております。それから文化協会の総会が同日行われました。

２８日は、やまえ栗まつり実行委員会議を開催させていただきました。日にちを決定したかったところではありましたけれども、今年の栗の生育状況を見ながら、栗の最盛期に祭りを開催したいということで、次回の栗まつり実行委員会議で日にちを決定するということにしております。

９月２７日、やまえ栗の日を中心に、その日にち並びにアウトラインを決定するということにしております。同じく、山江畜霊祭には議長報告ありましたとおり、私も参加をしております。

それから４月３０日、辞令交付式としておりますのは、尾方進也氏が体調を崩されたということでありまして、辞表が出てきまして受理させてもらいながら辞令の交付をさせていただきました。それから山江村農林産物振興協議会の総会、それから商工会の要望対応としておりますが、これは商工会の青年部が、今年の秋に開催される夜市、山江村の民間の村民の方々が主催されます夜市において、花火をあげたいというような意向をお持ちであります。それに伴いまして、山

江村の協賛金を要望に来られたということであります。その協賛金につきましては、本議会に提案させてもらっております。それから人吉地区交通安全協会山江支部総会に出席しております。

それから５月２日でありますけれども、建物火災対応とあります。合戦ノ峰の小屋が夜間延焼しまして、外を夜見るとひどい燃え方であったわけですけれども、各分団が出向きながら、山田の分団が出向きながらその消火活動にあたっております。幸いにも母屋並びに心配しておりました山林に火災として延焼することないかということを心配しておりましたが、その点は妨げられたということであります。消防団員の皆さん方、夜間の出動、それから遅くまでかかったということであります。大変ご苦労さまでございました。

それから５月９日がわいわいスポーツ山江の総会であります。

５月１０日が時代の朝市に私顔を出させてもらっております。

次に、５月１２日から１３日、１４日にかけて、全国の道路関連の総会並びに大会に参加をしてきております。特に１３日に開会されました道路整備促進期成会同盟会全国協議会でありますが、これは市町村で組織する協議会でありまして、会長に熊本県合志市の荒木市長が全国の会長に就任されました。私も県の理事に就任させてもらいまして、その要望活動としてですね、今回は首相官邸高市総理にお会いして、道路整備につきましての要望を行ったところであります。

それからその足で福岡に向かいまして、５月１５日、地域テック九州講演会としておりますけれども、ＩＣＴのハードソフトの展示会がありまして、その中の一コマ地域づくりを語るということで、先生方の働き方改革の模様を講演させてもらったということであります。講演というよりも紹介をさせてもらったところであります。西議員の話にもありましたとおり、研修の一環として、議員の皆様方にもお立ち寄りいただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

それから５月１６日、山江村の自衛隊の家族会総会、並びに観光交流促進協議会の総会に顔を出しておりますし、５月１７日は、先ほど議長からありましたとおり、山江中学校体育大会に参加してきました。

そして５月１８日でありますが、災害時における支援活動に関する協定締結式とあります。これは土砂崩れ等緊急にその対応が必要な場合は、村内企業８社ございますけれども、その８社が地区割をされながら緊急対応してもらう、応急の対応もしてもらうというようなことであります。現在、柚木川内横手線が、先般の横手で崩土があっているというようなことでありますが、その対応に早速当たってもらっているところであります。

それから５月１９日は熊本県の治水砂防協会の通常総会に参加をしてまいりました。

５月２１日は球磨郡のスポーツ協会総会でございますし、それから５月２２日は、山江村林業振興対策検討委員会議で、現在、山江村の林業振興計画についてのビジョンを策定中であります。いわゆる林業活性化の計画を策定中でありますけれども、その計画につきましての対策を検討委員会議のほうでも検討いただいたということであります。それから同じく同日、山江村商工会通常総会に出向いております。

５月２３日は山田小学校の運動会、それからＮＰＯ法人かちゃリンクやまえの通常総会に参加しております。

それから５月２６日でありますけれども、令和８年度人吉球磨管内主要事業説明会とありますが、これは熊本県の球磨地域振興局管内における事業の説明会が開催されたということであります。同じく山田小学校みどりの少年団の結団式であります。

５月２８日から２９日につきましては、全国治水砂防協会の第９０回通常総会並びに２９日、全国治水期成同盟会連合会通常総会が開催されました。山江村万江川土砂氾濫対策事業等の大きな事業を展開中でありますけれども、その要望も併せて国交省の砂防部長にも行わせていただいたところであります。

それから３０日山江村スポーツ協会総会でありました。先ほど議長からもありましたとおり、郡体の結団式も併せて開催しておりまして、もう既にゲートボールとグランドゴルフは終わっているところでありますけれども、ほかの球技、いろんな種目が今から６月中旬より７月にかけて開催されます。山江村選手団各種目に出場されますけれども、健闘を心から祈念を申し上げたいと思います。

それから６月２日が万江小みどりの少年団の入団式でございます。

そして６月３日、先ほど申し上げましたけれども、山江村防災連絡会議がありました。その前に高齢者叙勲をですね、中山休氏が旭日単光章を今回受賞されております。その伝達式を行いました。非常に明るい話題でありまして、中山休さんにおかれましては、農業委員を１２年間、それから議会議員を２０年間という、その地方行政に多大な功績を残されております。その伝達式を行いました。大変うれしいニュースでもございました。それから熊本地方気象台ホットライン訓練とありますけれども、これは具体的に言いますと、危険警報が発令された折に、気象台庁から私の携帯に電話があるということでありまして、内容は、山江村の気象情報を詳しく共有しながら、その対策を得るためのホットラインといいますか、訓練を気象台庁と行わせていただいたということであります。

それから６月５日、全国ＩＣＴ教育首長協議会総会としておりますけれども、これはニューエデュケーションエキスポとして、先ほど福岡でもあったように、教育関係のいろんな機械、またソフトの紹介が開催されました。東京のほうのＴＦＴビルというところであったわけでありますけれども、その中で全国ＩＣＴ教育部長協議会のサミットと総会が行われたということであります。

まずサミットについては、大体３００人弱の参加が、例年より多かったんじゃなかろうかと思いますけれども、６人の市町村より各市町村におけるＩＣＴの教育の取り組みについて発表がありました。山江村におきましても今までの取り組みについて私のほうから、それからその成果並びに今後の更新についての事例の発表をさせていただいたところであります。終了後、その総会が開催されました。私、会長ということでありましたけれども、今回任期がきておりましたが、会長に再任をされております。会長に就任して半年しか経っておりませんし、まだまだ努力が足りないという思いもありました。ただ大きいところの自治体でやってほしいという思いもありましたが、今回推薦されながらの再任ということになりました。新しい理事として、鹿児島市、それから鹿児島の垂水市、それから埼玉県の戸田市のそれぞれ市長が理事に就任されております。

それから６月７日、先ほどありましたとおり熊本丸岡会が開催され、全体で４０人ほどの参加の中に、いつもそうでありますけれども大変良き交流ができる賑った会でありました。物産を持って行きましたけども、随分その物産の販売も協力いただいたところであります。議員として北田、白川議員それから議長も参加されておりましたけれども、大変ありがとうございました。

それから６月８日でありますけれども、第１回山江村未来づくり協議会とありますが、農水省の補助を受けております農村ＲＭＯの会議であります。令和８年度の事業の見通し等につきまし

て協議をいただいたところであります。

ＩＣＴ教育では、文科省のデジタルの担当者であります浅原参事官からの講演もあったところであります。私、将来の子どもたちのために、教育環境の整備の充実等々、また努力をしていきたいと思ったところであります。順序が逆になり大変失礼しました。

以上、行政報告を申し上げ、挨拶とさせていただきたいと思います。

本日、村長提案の議案につきましては、報告案件が２件、専決処分の承認案件が８件、農業委員の任命同意案件が１件、条例の一部改正案件が３件、令和８年度補正予算案件が３件の合計１７件でございますけれども、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　これで行政報告が終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　報告第１号　令和７年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（森田俊介議員）　日程第５、報告第１号、令和７年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは報告第１号についてご説明申し上げます。令和７年度繰越明許費一般会計の報告についてでございます。

令和７年度繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。令和８年６月１０日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

提案理由でありますが、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは報告第１号についてご説明いたします。

２枚目の資料をお願いします。令和７年度山江村繰越免許費繰越計算書（一般会計）でございます。款、事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。

款２、総務費につきましては、住宅リフォーム事業が２０万円、ＬＰガス消費生活者支援事業が３３０万円、総合行政システム改修事業（番号制度）が８４万7,０００円、くまがわ鉄道経営安定化補助金事業が５０万3,０００円、小水力発電調査設計事業が５４４万8,０００円、省エネ家電買替支援事業が１２５万円、官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」整備事業が1,６７０万円、農村型地域運営組織形成事業が1,２７６万4,０００円の８事業でございます。款３、民生費につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業が１２７万6,０００円の１事業でございます。款５、農林水産業費につきましては、山江村森林ビジョン策定支援事業が６９０万円、間伐等森林整備促進対策事業が６７３万2,０００円の２事業でございます。款６、商工費につきましては、プレミアム商品券事業が９００万円、生活支援券事業が6,２０８万円、宿泊キャンペーン事業が３３７万6,０００円の３事業でございます。款７、土木費につきましては、社会資本整備事業が4,６５９万1,０００円の１事業でございます。款１０、災害復旧費につき

ましては、公共土木施設災害復旧事業（用地取得）が２５４万4,０００円、公共土木施設災害復旧事業（本工事）が１億7,８８６万8,０００円、林道葛線災害復旧事業が5,４４２万4,０００円の３事業でございます。

以上１８事業の翌年度繰越額の合計が、４億1,２８０万3,０００円、財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員）　それではここで報告第１号について質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

報告第１号についてはこれで終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　報告第２号　令和７年度事故繰越し（一般会計）の報告について

○議長（森田俊介議員）　日程第６、報告第２号、令和７年度事故繰越し（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは報告第２号についてご説明申し上げます。

令和７年度事故繰越し（一般会計）の報告についてでございます。令和７年度事故繰越しについて、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、山江村一般会計予算に係る事故繰越しを別紙のとおり報告するというものでございます。本日提出でございます。村長名でございます。

提案理由でございますが、事故繰越しについては、地方自治法施行令の規定に基づき議会へ報告する必要があるため、提案させていただくというものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは報告第２号について説明いたします。

２枚目の資料をお願いいたします。令和７年度、山江村事故繰越し計算書（一般会計）でございます。款、事業名、支出負担行為額、翌年度繰越額の順に説明いたします。款７、浚渫推進事業、支出負担行為額が２２０万円で、翌年度繰越額が２２０万円の１事業でございます。なお、財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

本事業につきましては、農地の買収に伴い関係機関との協議、許認可に不足の日数を要したことなどから、年度内の完了が困難となり事故繰越しとなったものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員）　それでは、ここで報告第２号について、質疑を許します。質疑ありませんか。

北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま議題となっております事故繰越しの件でございます。この件につきましては、繰越しの理由が関係機関との協議、許認可等に不測の日数を要したとございますけれども、この事業の内容と、それと許認可の見込みがあるのか、それから、いつごろ完了予定なのか、この３点について伺います。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは、北田議員のご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、令和２年７月豪雨による工事箇所等から発生いたしました土砂を仮置きをするということで、一旦、地権者の方から農地をお借りしておりました。ですが、この農地のお借りしている状態でおりましたところでしたが、こちらは農地を使わないということで買収をさせていただいて、今後、令和２年７月豪雨以外の災害が起きたときでも、本村の土砂置き場等に活用できないかということで、用地の購入を検討したところでございます。

こちらが遅れました理由といたしましては、農地の所有者の方が、当初の所有者の方がお亡くなりになりまして、そのあとをご兄弟の方が相続をされるということでございまして、未だまだ相続の手続きが済んでいない状況でございます。ですので、このあとご兄弟の方にも承諾は一旦いただいているところでございまので、このあと金額等のご相談もさせていただきながら、本年度中には購入を終わりまして、山江村の登記まで済ませたいと考えております。

場所につきましては、尾寄崎キャンプ場よりちょっと下手のほうになりますけれども、尾寄崎地区の土砂置き場として考えていたところでございます。以上でございます。

○２番（北田愛介議員）　終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　報告第２号についてはこれで終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１１時５分といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時０３分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号））

○議長（森田俊介議員）　日程第７、承認第２号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号））を議題とし、令和７年度山江村一般会計補正予算第１２号を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、承認第２号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。山江村長としております。

提案理由でございますが、ふるさと応援寄附金等が、令和８年３月末日に確定をしたために、令和７年度山江村一般会計補正予算第１２号を専決処分させてもらったものでございます。

次に、専第２号としております。専決処分書でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号）を別紙のとおり専決処分するという

ものでございます。令和８年３月３１日に村長名で専決処分させていただいております。

次に、専第２号でございます。令和７年度山江村一般会計補正予算第１２号でございます。令和７年度山江村の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６,０５６万１,０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億８,６０８万８,０００円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、「第２表　地方債補正」によるとするものでございます。令和８年３月３１日に専決処分をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは専第２号についてご説明いたします。

２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正。今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績に伴う補正でございます。まず歳入でございますが、主なものについて説明いたします。款１４、国庫支出金、林業施設災害復旧費補助金など２,８８５万１,０００円を減額するものでございます。

３ページをお願いします。款１５、県支出金、公立学校情報機器整備費補助金など１５５万２,０００円を追加するものでございます。款１６、財産収入、素材生産売払収入など１６８万２,０００円を減額するものでございます。款１７、寄附金、山江村ふるさと応援寄附金など２,２６９万２,０００円を減額するものでございます。款２０、諸収入、電気自動車充電器還元分など１８７万１,０００円を減額するものでございます。款２１、村債、公共土木施設災害復旧事業などの実施に伴う村債１,０６０万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から６,０５６万１,０００円を減額し、４７億８,６０８万８,０００円とするものでございます。

４ページをお願いします。次に歳出ですが、主なものについて説明いたします。

款２、総務費、ふるさと応援寄附事業に要する経費や基幹系コンピューター機器等保守料など、１億１３０万９,０００円を減額するものでございます。款３、民生費、施設型給付費や放課後児童健全育成事業補助金など、３,３９５万６,０００円を減額するものでございます。款４、衛生費、国保保険基盤安定繰出金や予防接種委託料など、１,５９６万９,０００円を減額するものでございます。款５、農林水産業費、公有林整備事業など４８５万７,０００円を減額するものでございます。款６、商工費、事業者エネルギー支援事業など２６１万４,０００円を減額するものでございます。款７、土木費、土木総務費など２１６万７,０００円を減額するものでございます。款８、消防費、非常備消防費など１８４万４,０００円を減額するものでございます。款９、教育費、保健体育総務費など６６４万円を減額するものでございます。

５ページをお願いします。款１０、災害復旧費、道路河川災害復旧事業など、２３５万７,０００円を減額するものでございます。款１２、予備費を１億１,１９３万５,０００円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から６,０５６万１,０００円を減額し、４７億８,６０８万８,０００円とするものでございます。

次に、６ページをお願いします。第２表、地方債補正、１、変更、起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明いたします。

道路新設改良事業４,８７０万円を４,７５０万円に、公共土木施設災害復旧事業１,７３０万円を１,３４０万円に、林業施設災害復旧事業８１０万円を２６０万円にするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））

○議長（森田俊介議員）　日程第第８、承認第３号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、承認第３号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出であります。

それから提案理由でありますけれども、国民健康保険税等が令和８年３月末日に確定をいたしましたために、令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）を専決処分させていただいたものであります。

次のページには、専第３号として専決処分書を掲示しております。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算第５号を、別紙のとおり専決処分としております。令和８年３月３１日専決処分をさせてもらったものであります。村長名でございます。

それから、専第３号であります。令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）でございます。令和７年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１,５１０万６,０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億７,７７８万５,０００円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。令和８年３月３１日に専決させてもらっております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは、専第３号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして、主なものについてご説明いたします。

款１、国民健康保険税につきましては、保険税徴収額確定によります２８６万円を追加するものでございます。款６、県支出金につきましては、普通交付金及び特別交付金決定によりまして、

１,４９９万９,０００円を減額するものでございます。款９、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金、５０７万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から１,５１０万６,０００円を減額いたしまして、３億７,７７８万５,０００円とするものでございます。

次に３ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものについてご説明いたします。

款１、総務費につきましては、システム改修委託料等の不用額に伴い、１０８万９,０００円を減額するものでございます。款２、保険給付費につきましては、高額療養費等の実績に伴い、２,１８０万５,０００円を減額するものであります。款６、保険事業費につきましては、特定健康診査等の実績に伴い、２３１万８,０００円を減額するものでございます。款１０、予備費に１,０１０万６,０００円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から１,５１０万６,０００円を減額いたしまして、３億７,７７８万５,０００円とするものでございます。以上説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））

○議長（森田俊介議員）　日程第９、承認第４号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、承認第４号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護給付費負担金等が、令和８年３月末日に確定をいたしましたために、令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号）を専決処分させていただいたというものでございます。

次に、専第４号として添付しておりますが、専決処分書でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号）を、別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和８年３月３１日に専決処分いたしております。

次に、専第４号でありますが、令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号）でございます。令和７年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５０１万２,０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億１,５６２万９,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和８年３月３１日に専決させてもらいました。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは、専第４号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして主なもののみ説明いたします。

款１、保険料につきましては、給付実績並びに介護保険料の収納実績によりまして、５７万４,０００円を減額するものでございます。款３、国庫支出金につきましては、調整交付金の実績見込み等により、２６２万1,０００円を減額するものでございます。款４、支払基金交付金につきましては、第２号被保険者分の支払基金実績見込み額等により、１０９万8,０００円を追加するものでございます。款５、県支出金につきましては、介護給付費負担金等の実績見込み額により、３８３万9,０００円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から５０１万２,０００円を減額いたしまして、６億1,５６２万9,０００円とするものでございます。

次に３ページをご覧ください。歳出でございます。主なものにつきましてご説明いたします。款２、保険給付費につきましては、給付実績によりまして、９,３００万3,０００円を減額するものでございます。款４、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援サービス事業、包括的支援事業等の実績によりまして、４９７万6,０００円を減額するものでございます。款８、予備費に９,４２１万6,０００円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から５０１万２,０００円を減額いたしまして、６億1,５６２万9,０００円とするものでございます。以上説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　承認第５号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号））

○議長（森田俊介議員）　日程第１０、承認第５号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは承認第５号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、後期高齢者医療保険料等が、令和８年３月末日に確定いたしましたために、令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号）を専決処分させていただいたというものでございます。

次のページが専第５号でございます。専決処分書といたしております。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和８年３月３１日に専決処分させていただいております。

次のページが専第５号として、令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号）でございます。令和７年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２６４万3,０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,３１７万3,００

０円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和８年３月３１日に専決いたしております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは、専第５号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして主なもののみ説明いたします。

款１、後期高齢者医療保険料につきましては、収納実績によりまして、１８３万3,０００円を減額するものでございます。款３、繰入金につきましては、一般会計繰入金を７５万1,０００円減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から２６４万3,０００円を減額いたしまして、5,３１７万3,０００円とするものでございます。

次に、３ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。款２、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、連合会への納付金実績によりまして、２５１万円を減額するものでございます。款４、予備費を１３万3,０００円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から２６４万3,０００円を減額いたしまして、5,３１７万3,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　承認第６号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号））

○議長（森田俊介議員）　日程第１１、承認第６号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、承認第６号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でありますが、ケーブルテレビ使用料等が令和８年３月末日に確定いたしましたため、令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号）を専決処分させていただいたものでございます。

次のページ、専第６号、専決処分書を添付しておりますが、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号）を、別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和８年３月３１日に専決処分いたしております。

次が、専第６号を添付しております。令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号）でございます。令和７年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２３３

万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,９０８万２,０００円とするものでございます。

２､歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は､「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和８年３月３１日に専決させていただいております。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは、専第６号につきましてご説明いたします。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについてご説明いたします。

款２､使用料及び手数料､ケーブルテレビ使用料の確定に伴い３３万円の減額､款３､繰入金、一般会計から繰入金を２００万円減額しまして、歳入合計、補正前の額から２３３万円減額し、１,９０８万２,０００円とするものでございます。

３ページをお開きください。歳出、款２、ケーブルテレビ事業費、光熱水費など８７万１,０００円減額、款４、予備費を１４５万９,０００円減額しまして、歳出合計、補正前の額から２３３万円を減額し、１,９０８万２,０００円とするものでございます。以上説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　承認第７号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号））

○議長（森田俊介議員）　日程第１２、承認第７号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは承認第７号について説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます｡地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和８年６月１０日、本日提出でございます。

提案理由でございますが､配水管布設工事負担金等が令和８年３月末日に確定したために、令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号）を専決処分させていただいたというものでございます。

次のページが専第７号として専決処分書を添付しておりますが､地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号）を、別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和８年３月３１日に専決処分しております。

次に、専第７号として、令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号）でございますが、総則第１条、令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正でございます。第２条、令和７年度山江村簡易水道事業会計予算（第４条）に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は４,２９０万４,０００円は、当年度及び過年度損益勘定留保資金４,１７３万５,０００円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額１１６万９,０００円で補填する

ということとするものでございます。

収入につきましては、第３款、資本的収入の総額から２,８２０万５,０００円を減額いたしまして、収入総額を８,３２７万２,０００円とするものでございます。

次に支出、第４款でございますが、資本的収支の総額から１,５００万円を減額いたしまして、支出総額を１億２,６１７万６,０００円とするものでございます。令和８年３月３１日で専決させていただいております。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは、専第７号についてご説明申し上げます。

ページは２ページをお開きください。令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。款３、資本的収入、補正前の額から令和７年度配水管布設工事等の工事完了に伴いまして、工事負担金に関わります収入及び企業債に関わります収入、２,８２０万５,０００円を減額させていただき、収入総額を８,３２７万２,０００円とするものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。款４。資本的支出補正前の額から、耐震化計画策定委託料及び配水管布設工事請負費の残、費用を１,５００万円を減額し、支出総額を１億２,６１７万６,０００円とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　承認第８号　専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員）　日程第１３、承認第８号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは承認第８号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。６月１０日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）等が、令和８年４月１日から施行されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために、専決処分させていただいたというものでございます。

次に、専第８号といたしておりますが、専決処分書、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分するとしたものでありまして、令和８年３月３１日に専決処分いたしております。引き続き、税条例の一部を改正する条例を掲載しておりますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっております。

この件につきましては、いわゆる上位法の改正に伴います。条例の一部改正でございます。主な概要といたしましては、令和８年３月末日をもって、自動車の新車・中古車購入時にかかっていた税、いわゆる自動車税環境性能割が廃止されましたので、それに伴いまして軽自動車環境性能割の文言の削除及び軽自動車税種別割の名称の改正を行ったものであります。そして令和６年

能登半島地震にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の特例措置の創設があっております。令和９年分までの２年分でございます。

そしてその他といたしまして、地方税法等の改正に伴う条文の改正、条項のずれ、文言の修正など、条文の整備を行い、専決処分をさせていただいたというものでございます。なお、施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１４　承認第９号　専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員）　日程第１４、承認第９号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　次に、承認第９号についてご説明申し上げます。

これも専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第２号）が、令和８年４月１日から施行されたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるために、専決処分をさせていただいたというものでございます。

次のページ、専第９号を添付しております。専決処分書でございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分するとさせていただいたものでございます。令和８年３月３１日に専決処分しております。

次のページには、税条例の一部を改正する条例、そのあとに新旧対照表を添付させてもらっております。これもいわゆる上位法の改正に伴います条例の一部改正でございます。子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、保険者等から、子ども子育て支援納付金を上乗せ徴収することがされたことに伴いまして、子ども子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の付加基準に係る規定等について、所要の改正を行うというものでございます。

今回の改正では、子ども子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するために、新たに子ども子育て支援納付金付加額を新設いたしまして、当該付加額に係る所得割合率を０.２６％、被保険者均等割額を１人について１,４００円、１８歳以上被保険者均等割額を１人について５６円といたしまして、付加限度額を３万円と設定するというものでございます。

また、低所得者に対する保険料の軽減措置について、５割軽減、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を、５割軽減世帯で３０万５０００円から３１万円に、２割軽減世帯で５６万円から５７万円に改めるというものでございます。その他、令和１２年国民健康保険料県統一基準時の激変緩和措置といたしまして、後期高齢者支援金被保険者均等割額を、１人について７,５００円から８,５００円に改正するというものでございます。いずれも施行日は令和８年４月１日からで、それ以前の分につきましては、従前の例によるというものでございます。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１５　同意第２号　山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、同意第２号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは同意第２号についてご説明申し上げます。

山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。令和８年６月１０日、本日提出でございます。村長名といたしております。

記として、住所・氏名・生年月日を記載してございますので、読み上げさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

住所、山江村大字山田丁９９番地の１、渕田和代、昭和４２年１２月１７日、生年月日でございます。

次に、住所、山江村大字山田甲１５４４番地の２、吉川浩、生年月日が昭和３７年８月２０日でございます。

次に、住所、山江村大字山田丁１３４２番地、山田明見、生年月日が昭和３３年１０月２６日でございます。

次に、住所、山江村大字万江甲８２２番地、松本聖司、生年月日が昭和５８年２月１４日でございます。

次に、住所、山江村大字山田乙５０９番地の２、丸山幸喜、生年月日が昭和３８年２月１９日でございます。

次に、住所、山江村大字山田丙２３０１番地、犬童泰輔、生年月日が昭和４５年２月９日でございます。

次に、住所、滋賀県東近江市堺町４番１号、下田政寿、生年月日が昭和３５年８月６日でございます。

次に、住所、山江村大字山田乙２４０１番地、秋丸大輔、生年月日が昭和５６年３月２７日でございます。

提案理由でございますけれども、農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございますが、農業委員会委員につきましては、令和８年３月１０日より募集をいたしたところ、８名の応募がございました。応募された候補者につきましては、規定に基づく評価委員会で協議がなされまして、全員的確であるとの答申を受けております。

今回任命するにあたり、議会の同意を得る必要がありますので、提案をさせていただくというものであります。任期が現委員が令和８年７月１９日で終了いたしますので、任期については令和８年７月２０日より令和１１年７月１９日までの３年間となっております。以上でございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第３４号　山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、議案第３４号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３４号についてご説明申し上げます。

山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。引き続き一部を改正する条例を添付させてもらっておりますし、そのあとには新旧対照表も添付いたしております。

児童福祉法等の改正、いわゆる上位法の改正に伴う条例改正であります。改正内容といたしましては、これまで定員１９名以下の小規模保育園は、原則として０歳から２歳までしか預けられませんでした。今回の改正で、３歳から５歳までの子どもだけを預かる少人数の保育園を運営できるように定義を追加するというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用するというものとしております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１７　議案第３５号　山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１７、議案第３５号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３５号についてご説明申し上げます。

山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。令和８年６月１０日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

引き続き一部を改正する条例を添付しておりますし、そのあとには新旧対照表も示しております。これも上位法の改正に伴う条例改正でございます。改正内容といたしましては、満３歳以上、限定小規模保育事業の創設に伴う設備及び運営に関する改正となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日適用するも

のとしております。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１８　議案第３６号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１８、議案第３６号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３６号についてご説明申し上げます。

山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山江村営住宅条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（令和４年国住備第５１１号）の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございまして、引き続き一部を改正する条例と、そのあとには新旧対照表を掲載しておりますけれども、公営住宅法の一部が改正されたということに伴いまして改正するものであります。

公営住宅整備基準がより詳細に示されたということを受けまして、山江村村営住宅整備基準に関する要綱を定めましたことから、本条例中に村営住宅の整備基準に関し、必要な事項は別に定める旨を追加するというものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということにいたしております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１９　議案第３７号　令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１９、議案第３７号、令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３７号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）でございます。令和８年度山江村の一般会計補正予算第１号は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,５１７万８,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億３,３１７万８,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。村長名としております。

なお、説明は総務課長がいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは議案第３７号について説明いたします。

２ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。款９、地方交付税、地域おこし協力隊人件費分などの特別交付税１,２３７万５,０００円を追加するものでございます。款１４、国庫支出金、地域未来交付金など９９０万７,０００円を

減額するものでございます。款１８、繰入金、ふるさと応援基金からの繰入れを1,１５０万円追加するものでございます。款２０、諸収入、ＧＩＧＡスクール事業委託金９０万3,０００円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に1,５１７万8,０００円を追加し、５４億3,３１７万8,０００円とするものでございます。

３ページをお願いします。歳出、主なものについて説明いたします。款２、総務費、地域おこし協力隊１名分の経費や夜市、花火大会助成など５４５万6,０００円を追加するものでございます。款５、農林水産業費、アグリセンター会議室空調設備取り替え工事請負費など１４８万4,０００円を追加するものでございます。款６、商工費、地域おこし協力隊２名分の経費や大川内交流広場の測量業務委託など、1,１３９万5,０００円を追加するものでございます。款９、教育費、ＧＩＧＡスクール事業に係る旅費等や石蔵跡地整備工事業費など、４６９万5,０００円を追加するものでございます。款１２、予備費を９１４万8,０００円減額しまして、歳出合計、補正前の額に1,５１７万8,０００円を追加し、５４億3,３１７万8,０００円とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第３８号　令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２０、議案第３８号、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３８号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

まず総則でございます。第１条、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

次に収益的支出の補正、第２条でございますが、令和８年度山江村簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものでございます。

支出で第２款、簡易水道事業費用の総額に６００万円を追加いたしまして、支出総額を１億3,１６３万3,０００円とするものでございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは議案第３８号についてご説明いたします。

ページは２ページをお開きください。令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。款２、簡易水道事業費用、補正前の額に第二水源地制御盤修繕費６００万円を追加させていただき、支出総額１億3,１６３万3,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　議案第３９号　令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２１、議案第３９号、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第３９号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）でございます。

総則でございますが、第１条、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の補正でございます。第２条、令和８年度山江村農業集落排水事業会計予算（第３条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものでございまして、支出第２款、農業集落排水事業費用の総額に３５７万９,０００円を追加いたしまして、支出総額を１億３,７３８万７,０００円とするものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは議案第３９号についてご説明いたします。

ページは２ページをお開きください。令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。款２、農業集落排水事業費用、補正前の額に人事異動に伴います給料及び手当などの人件費３５７万９,０００円を追加し、支出総額１億３,７３８万７,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（森田俊介議員）　これで提案理由の説明は終わりました。

また、３月議会臨時会以降、各種団体より要望書が２件提出されて議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料配付とすることといたします。

以上で本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午前１１時５８分

第　２　号

６ 月 １ １ 日 （ 木 ）

令和８年第４回山江村議会６月定例会（第２号）

令和８年６月１１日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総　務　課　長	松　尾　充　章　君
税　務　課　長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建　設　課　長	今　村　禎　志　君	教　育　課　長	迫　田　教　文　君
会計管理者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（森田俊介議員）　本日は、会期日程日次第２、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、４名の議員から一般質問の通告がなされております。通告順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問、答弁を合わせて６０分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をいただきたいと要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しがないようにご注意をお願いいたします。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに６番、横谷巡議員より、１．児童生徒の安全確保について、２．今後の農業施策について、３．村営住宅施策について、４．宇那川の小水力発電計画について、５．旧ＪＡ山江育苗センター跡地の購入等についての通告がでております。

横谷巡議員の質問を許します。６番、横谷巡議員。

横谷巡議員の一般質問

○６番（横谷　巡議員）　議長のお許しをいただきましたので、６番議員、横谷巡から、通告に従いまして一般質問を行います。

梅雨に入り農作業等多忙な時期となりました。大雨などによる被害がなく、豊穣の実りで安寧の年でありますことを切に願うものです。

また、世界を揺るがす中東情勢は依然不透明で、幅広い分野にわたり原材料の高騰や調達不安を招き、その影響は日常生活に欠かせない身近な商品にまで広がりはじめています。我が国をはじめとする国際社会の連携のもと、早期の平和的解決が訪れることを望むところでございます。

今回の議会に通告しています最初の質問事項は、村内学校児童生徒の安全確保を図る対策についてでございます。２０２６年３月に発生しました京都府南丹市での１１歳男児の父親による死体遺棄事件、何とも胸が痛む事件でありました。事件発生当日、男児の通う学校での登校確認が不十分であったと言われています。そのことを踏まえ、本村における児童生徒の登校確認については、どのような対応をされているのか。また学校として出欠の確認は徹底すべきと考えますが、どうでしょうか。この２点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　内田教育長。

○教育長（内田正紀君）　それではお答えさせていただきます。まず、今回の事件のみならず各地で発生しております児童生徒が犠牲となる事案に対しましては、強い憤りを覚えますとともに、子どもたちの安全確保については、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えるところでござ

います。

本村では、子ども見守りボランティアの方が、現在山田地区で２１名、万江地区で６名の計２７名にご登録いただいています。通学路の横断箇所での安全確認、一緒に歩いて登校など、それぞれに可能な範囲でご協力をいただいております。子どもたちの安心・安全な登校への協力にありがたく、そして心強く思っているところでございます。

さて、児童生徒の登校確認についてです。通常学校では、毎朝健康観察を行いながら、子どもたちの登校確認と心身両面の様子観察を行っております。欠席連絡につきましては、令和４年（２０２２年）４月から、「欠席連絡」機能を持つ「キュベル」という連絡通信用アプリを導入いたしました。これにより、保護者のスマートフォンから、簡単かつ迅速な連絡が可能となっております。

学校では、担任、管理職、養護教諭が、それぞれが公務用のパソコン上で、保護者からの欠席連絡を確認できますので、担任が出張などで留守の場合にも確実に把握できるようになっております。ただし健康観察の時、あるいは始業時刻までに欠席連絡が入っていない場合には、即学校から連絡を行い、状況把握を確実に行うようにしているところでございます。

なお、先ほどこの「キュベル」というアプリにつきましては、教育委員会から保護者にアプリのインストールについての説明を行い、小学校入学前までには、全ての保護者の登録作業を済ませるようにしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　お尋ねいたしましたのは、この京都南丹市での学校で、登校確認が３時間経ったということだったものですから、本村の小中学校でどのような対応をされているのかなという思いからお尋ねいたしました。

子どもにとっては、身近な人が亡くなるという経験が少ないので、どう理解していいかわからないと思います。この事件の影響の大きさから、これを考慮した学校での児童生徒への心のケアですか、こういう点についてはどのような対応をされたのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　内田教育長。

○教育長（内田正紀君）　それではお答えいたします。今回の事件発生後に、児童生徒から心身の不調を訴えるような事案の発生、あるいは相談はあっていないという状況でございます。また、国から包括的な新しい通知文は発出されておりませんが、これまでも子どもたちの安全確保、あるいは児童生徒からの相談体制の徹底については、国県からの通知が発出をされておりますし、村内の校長会におきましても、継続的に話題にしながら、共通理解を図っているところでございます。

子どもたちからの相談体制の確立は重要なこととして捉えておりまして、スクールカウンセラーや担任の先生、あるいはほかの先生含め、いつでも相談できる体制づくりを構築しているところでございます。

また、欠席が数日続くようであれば、家庭訪問を行い、児童生徒の状況把握をすることも必ず行うようにしていただいております。さらに、児童虐待に係るような情報、そういったものが確認されたときには、関係機関との連携のもと、子どもたちを守るということを前提に行動するようにしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　安心しました。やはり、我が村は非常に子育て支援、教育等に先進的な村でございますので、しっかりと対応いただいていることを確認させていただきました。

次にですね、これはちょっとこの事件と関係はありませんけれども、今、各地で通学路での倒木があったりとか、老木が倒れたりとか、木の枝が落ちてきて児童生徒に被害があるという事件も発生しております。

そこで、本村の通学路のかぶり木や枯れた竹、また交通安全施設など、通学路の危険箇所の調査点検と、安全確保対策についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。通学路の安全対策につきましては、毎年「山江村交通安全プログラム」に基づき、点検を行いながら子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

通学路点検箇所につきましては、事前に保護者から危険箇所等の情報を各学校に挙げていただき、夏休み中に学校から報告がありました危険箇所を中心に、県土木部、駐在所、各学校、総務課、建設課、教育委員会など関係機関で連携して合同点検を実施しております。令和７年度は、８月１８日に山田地区７カ所、万江地区１カ所で実施しました。

前年度におきましては、道路に木や竹がはみ出している箇所等の報告はございませんでしたが、今後そのような箇所があった場合は、所有者と協議の上、関係機関と連携して安全対策に努めていきたいと考えております。

なお、建設課で作業をさせていただく場合は、立木の所有が村である場合と、道路または歩道の通行に安全性を欠き、緊急的に対応する必要がある場合の最小限の枝打ちのみでございます。基本的には、立木の所有者の責任で伐採・管理いただく必要があり、道路管理の立場であっても、勝手に住民所有の立ち木を伐採してしまうと、民法上の財産の侵害にあたる恐れがありますので、この点はご理解いただきたいと考えます。今年度も夏休み期間に合同点検を行う予定です。学校でも危険箇所等における登下校の注意喚起や指導をいただいております。

また、教育長も申されましたが、２７名の子ども見守りボランティアの方々が、自主的に子どもたちと一緒に登校され、通学における安全性、犯罪や災害から見守っていただいております。児童生徒の登下校時の安全を守るため、今後も引き続き関係機関と協議、調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　通学路は、村道と県道と管轄が建設課になります。できましたら建設課長からも安全確保についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。先ほど教育委員会からの答弁にありました山江村交通安全プログラムに基づく点検の対応につきましては、まずは、比較的すぐに対応が可能なカーブミラー、それから危険回避用の看板、それからカラーポールなどの設置を先に検討いたします。道路の形状等により抜本的な改良が必要な場合については、補助事業の活用等を念頭におきまして、道路改良事業の検討を行っていくこととなります。

次にかぶり木について、道路パトロール時に発見した場合などは、建設課が見て回る場合、またシルバー人材センターさんにお願いする場合がございますが、できる限りその場で対応させて

いただき、住民通報によるものや規模が大きいものについては、現場の作業員と日程調整をして作業を行う場合もございます。

先ほど教育委員会から答弁いただいたとおり、通行に支障のある枝の部分とかですね、そういったものに関しましては、応急的に対応することはございますが、その場合でも所有者の承諾が大前提となりますので、ご理解いただければと思います。

またですね、倒木が原因による死亡事故が県内で起きておりまして、これが令和７年の３月に最終的な判決が出ております。この判決を見ますと、遺族に支払われた賠償金が６,０００万円、そのうち公が３,０００万円、土地の所有者も３,０００万円という内訳でございました。有事の折には、土地の所有者の方にも同じような賠償責任が発生する場合がございますので、このことも十分お伝えしながら、土地の所有者のご理解とご協力をいただき、通学路の安全確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　危険箇所の調査とか対策について、しっかりと連携してもらっているということをお伺いいたしました。何よりも子どもたちの通学路の安全が第一ですので、危険箇所等ありましたらならば、先手での対応をお願いいたします。

特に、前段で申し上げました京都南丹市での男児の父親による殺人、遺棄事件、これを見まして、改めて家族の大切さ、あり方、親子の愛のあり方など、本当に深く考えさせられた事件であります。改めて家庭教育の大切さ、親子のあり方等、考えることも必要かなという思いをいたしました。

次に、今後の農業施策について伺いたいと思います。本村の農業は、従事者の減少、高齢化という深刻な状況にあり、５年、１０年先の農業を見据えて、今から担い手育成や営農指導などの体制づくりが早期に求められています。

そこで、現在における農業従事者はどのように推移しているのか。また、耕作放棄地、点々と見えはじめましたけれども、どのような状況なのかをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。まず農業従事者につきましては、５年ごとに実施される農林業センサスの中で、農業経営体の数値でご報告させていただきます。

２０１５年（平成２７年）個人が２５６、団体が４、計の２６０。２０２０年（令和２年）個人が２３４、団体が５、計の２３９となり、２０２５年の調査結果のほうはまだ公表されておりませんが、農業経営体は減少傾向にあると推測しております。

次に、耕作放棄地（遊休農地）の状況でございますが、農業委員会では毎年農地法に基づく利用状況調査を行っております。令和３年度の調査では、遊休農地のほうが４０ヘクタール、令和４年度調査４０ヘクタール、令和５年度調査４４ヘクタール、令和６年度調査４１ヘクタール、令和７年度調査３９ヘクタールとなり、耕作放棄地（遊休農地）につきましてはほぼ横ばいで推移しております。

現状から農業経営体は減少傾向にございますが、経営体の法人化、また法人の参入、併せて農地バンクによる農地の貸し借りの円滑化により、耕作放棄地の増加を抑制していると推測しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　確かにですね、農業従事者は高齢化を迎えて減少しております。耕作放棄地も点々と目立つようになりました。多分、近ごろの年度での調査をしますと、従事者も大幅に減少するし、耕作放棄地も増えているのではないかなということを感じます。

今、田植え時期ですけれども、こういった現場の厳しい状況を見たとき、今までのやり方ではすぐそこに維持できない限界を迎えようとしているのではないかと考えています。この現状から、持続可能な営農体制を築き、次の世代へとつないでいく農業をどのように作り出していくのか、今後の農業施策についての考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。農業従事者の高齢化、担い手不足の問題は、当村に限らず全国的な課題と考えております。当村におきましても農地の効率化、また総合的な利用を図る農業施策として、農業経営基盤強化促進法により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（通称：地域計画）でございますが、こちらを定め、熊本県農業公社と連携し、農地中間管理機構で管理する、先ほど申しました農地バンクを介して意欲ある個人、また法人との農地のマッチングを行い、農地の集約化・規模拡大を促すことで経済的事実を図り、持続可能な営農体制の構築を図ることが重要と考えております。

なお、過去３年間でございますが、農地中間管理事業での実績でございますけれども、令和５年度には８４件、面積にしまして１２ヘクタール。令和６年度におきましては７８件、１１.３ヘクタール。令和７年度におきましては６３件の１０.７ヘクタールの方が中間管理機構のマッチングが進められているところでございます。

また、次世代へつなぐ農業としまして、親族間事業継承により農地や機械農業技術を継承してまいりましたが、近年、親族間の事業継承が難しくなっていることも実情でございます。農業意欲のある人材への第三者継承も、農業施策として考えていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　この農業を維持していく問題は非常に難しい問題でもあります。一朝一夕にはできない課題でございまして、本村の農業は基幹産業ということを位置づけしておりますので、この農業を守り、維持し、安心な食料生産をしていくためには、どうしても取り組んでいかなければならない重要な課題でもございます。

昨年６月議会におきましても、建設業などの異業種の農業参入、集積した農地での若手農家の育成等について質問をいたしました。今回は、課長も言いましたように、就農に意欲のある人材によって、これからの農業を維持し、経済的自立ができる農業会社、やる気のある若手等を中心に、農業会社の設立や農業法人の設立を農業施策として、本格的に推進、支援していく考えはないかということでお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。本村におきましても大規模に営農をされる農家さんもございます。営農に関する事業継承のあり方につきましては、農家個人にそれぞれ考えがあるかと思いますが、当村の農業を守る上では、農業分野においても事業継承、担い手の確保は課題でございます。

事業継承、担い手の確保のあり方について、先に述べましたとおり、農業分野での第三者継承、

また、就農意欲のある個人、また農業会社や農業法人の参入も考えられますので、事業継承や就農に関する相談がございましたら、熊本県農業経営就農支援センターを窓口に、熊本県と連携しながら支援したいと考えております。

また、山江村独自の支援でございますが、山江村就農支援推進助成として、農用地取得、農地賃借、農業用施設及び機械等の取得、初期投資費の支援、また、そのほか支援事業もありますので、農業経営の事業継承、規模拡大の支援を引き続き行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　我が村の基幹産業であります農業の現場は、本当に農業従事者が高齢化を迎えておられます。そして、農作業を受託されている農家の方も高齢化ということで、よく考えて現場を見ると先が見えて差し迫った現状のようにみえます。

この現状から、担い手育成や営農指導、こういうことなどを現場の実情を適切に把握し、それに適応した取り組みによって、持続的な農業維持の先が見えるような山江型、県、国等の指導も大切ですけれども、独自の現場を見て、山江型の農業施策の展開を期待しているところでございます。

次に、村営住宅施策について伺います。本村は、住宅に困窮する人や人口の維持、子育て支援などの人口対策として村営住宅の整備を進め、一定の役割と成果を収めてまいりました。

しかし、時代の変化とともに、間取りや設備が現在の標準的な住宅の仕様からかけ離れているなど、時代のニーズに合わなくなってきており、村営住宅の果たす役割も大きく様変わりしつつあります。

そこで、住宅の老朽化や入居率の低い住宅の集約、建て替え、リフォーム、そして、定住促進を図る新たな住宅の整備など、今後の村営住宅施策の方向性についてお考えをお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。村営住宅の建て替えや維持管理に伴う改修につきましては、「山江村公営住宅等長寿命化計画」に則り進めているところでございます。この計画につきましては、議員のご質問にあった建替え、改修、修繕等につきまして、コストの削減や平準化を図り、良質な住宅のストックを実現するための計画となっております。計画期間は、令和３年度から令和１２年度の１０年間でございまして、おおむね５年ごとに見直しを行うこととしております。令和２年７月豪雨の影響によりまして計画にずれ、遅れが生じておりましたことから、計画の一部を見直しまして、令和８年４月から後期の５カ年計画がスタートしたところでございます。

本年度につきましては、柳野団地の外壁・屋根の補修に伴います設計業務委託をすることとしております。また新寺ノ下団地・林田団地を統合した建替え事業の用地の買収、それから用地測量に加えまして、建替え整備全体の設計計画を進めることとしているところです。この全体設計計画策定につきましては、熊本県が推進しております「くまもとアートポリスプロジェクト」を活用させていただくこととしておりまして、このアートポリスプロジェクトにつきましては、地域性を生かした生活空間の創造による地域活性化でございましたり、プロジェクトの宣伝効果による本村の魅力ある村営住宅の情報発信等につながっていくものと期待をしているところでございます。

また、入居率の低い住宅のご質問もございましたけれども、新寺ノ下団地・林田団地につきましては、老朽化による建替え計画があることから、新たな入居者の募集をしていないところでございます。そのほかの住宅につきましては、先に申しました補修事業を計画的に進めまして、安心・安全な住環境を維持し、入居希望者の方へご案内をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　住宅の老朽化や入居者の高齢化、住宅需要の変化、維持管理などの課題もあると思いますが、村営住宅は、人口減少が進む中において持続可能な人口維持に直結する重要な公共施設であります。社会の居住環境変化や今後の経済状況等を視野に入れた、村営住宅施策の推進をお願いしたいと思います。

特に、林田団地・寺ノ下団地を建て替え、この中心地に造るという構想がありますけれども、栗の駅整備事業と併せて、山江村が他の自治体に誇る先進的な、ニュータウンではないですけれども、一つの産業と住居のマッチした素晴らしい設計の創出をお願いできたらと考えています。

次に、同じ村営住宅で、永シ切団地の払い下げについてお尋ねいたします。

一部は払い下げ譲渡が行われておりますが、耐用年数を経過して払い下げしていいという条件が整えば、払い下げしてもいいじゃないかと思いますけれども、この払い下げの計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。ご質問にございますとおり、平成３０年２月末に２１戸の用途廃止を行いまして払い下げを実施しております。永シ切住宅６０戸のうち２１戸でございます。残りの３９戸につきましては、現在のところ村が主導で進めている払い下げ計画はないところでございます。

しかし、永シ切団地の代表者の方を通じまして、払い下げが可能かのお尋ねがございました。現状といたしましては、代表者を通じて、払い下げの希望される方がどのくらいおられるのか、把握をお願いしているところでございます。また、払い下げに当たりましては、村営住宅が国・県の補助を活用して建設しておりますので、関係機関との協議、許可を得る必要がございます。加えて、払い下げ時点の評価額で算出した金額で売買をするということが必要になりますので、払い下げの都度、用地調査を実施しなくてはならないというような都合もございます。

以上のようなことから、払い下げを行う場合につきましては、極力多くの件数をまとめると同時に、払い下げを希望される方の意向を要望書などで確認する必要がありますので、これらを踏まえて、住宅の代表者の方にもご協力いただきながら、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　入居者から払い下げ希望があれば、そして用途廃止と国の基準に適合するならば、我が村の定住促進を図る上からも払い下げ譲渡の方向をされたほうがいいのではないかなと思います。検討方をお願いいたします。

次に、宇那川の小水力発電計画についてお尋ねいたします。本村は、ゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素に向けた取り組みを行っています。村に適した資源の活用ということで、宇那川に再生可能エネルギー、省水力発電計画がなされておりますが、計画されてから未だに施工されると、動きは見られません。本当に計画どおり施工されるのか、現状の把握がなされておればその

状況をお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。本事業につきましては、事業主体となる事業者様がおられまして、そちらで進めていただいておりますので確認をさせていただきました。

小水力発電事業については、継続といった意向でございました。本事業は、事業所が国（経済産業省）の認可を得て実施される補助事業となっておりまして、事業開始が令和９年１０月までと、今のところ認可されている期間はそこで定められております。ですが、令和２年７月豪雨災害によりまして、事業着手が大幅に遅れたことから、国が認可した期限内の事業開始は困難であると判断されているようでございまして、新たに認可申請を行いたいという意向でございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今、答弁をお聞きしますと、まだ相当な期間がかかるようです。そこで、この少水力発電計画と並行して、令和２年豪雨災害で起きました道路の災害復旧、再開復旧の竣工はおかげさまで竣工をいたしました。しかし舗装部分がまだ未舗装ということで、轍掘りができたりとかなんかして、集中豪雨のときは、交通にも障害があることもあるということを感じます。そこで、その舗装の予定はいつごろになるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。長らく未舗装のままとなっておりまして、雨水によります路盤材の流出や車両の往来による轍跡で、宇那川付近村道の通行に非常にご不便をおかけしているところでございます。

再度、国の認可申請を取得されるということで、先ほど前段の答弁でも申しましたけれども、今般の状況を見ますと、申請後認可が出るまでの期間が、半年から１年ほどかかっているようでございます。また、事業の規模と工種から試算したところ、工期も２年程度かかるということでございました。これを合わせますと早くても３年かそれ以上かかってしまう見込みということでございます。

先に舗装してはどうかというご質問でございますけれども、今後小水力発電計画が国の認可を得ることができて事業化された場合、新たな事業としてスタートした場合、当該路線に管路を埋設することとなります。管路埋設前に舗装してしまいますと、工事着手時に舗装の撤去処分が生じてしまいます。そこで建設課の対応といたしまして、先月末（５月の末）になりますが、耐久性の高い路盤材で道路の補修をさせていただきました。一旦この状況で路面の様子を見ながら、適宜補修で対応していきたいと考えております。

また、事業完了時には、小水力事業所の費用負担により、舗装をしていただくこととなっております。それまではなるべく村の費用負担を抑えつつ、小水力発電計画の動向と路面の状況を確認させていただきながら、当該道路の維持管理に努めさせていただきますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　村の道路管理、災害復旧、民間企業の事業、この兼ね合いのバランスがとても私は考えるべき問題だと思います。この村道の災害復旧竣工と小規模発電計画が並行するか、日数的に、期間的に調整できるならば、私は十分この対応でいいと思いますが、今、お話を聞く

と３、４年もかかる、それもしかも災害復旧の道路、舗装、修繕もたびたび復修していかれると経費もかかる。ここは一旦、災害復旧ですから道路は終えていて、小水力発電をされる企業が工事をされるのは、その企業の責任によって、掘削した跡の舗装をしていただくというのが適切な判断ではなかろうかと考えます。

こういった例は他の公共施設も出てきますから、公共事業と民間事業者の仕事、ここのところをよく考慮しないと、ズルズルといくととんでもないことになります。轍掘が深く掘れていましたから、中にはそこにタイヤが落ちてパンクされた方もいらっしゃいました。

また、そこが浸透してブロック積みが倒れたならば、また二次の災害復旧がある、この原因は誰なのか、そういったことを考えると、災害復旧の現場は早期に竣工を終えて、小規模発電所の工事、企業がする事業は、企業によって責任を持っていただくのが適切ではないかと考えます。そこのところを検討していただければと思います。

最後の質問事項です。旧ＪＡ山江育苗センター跡地等の購入について伺います。ＪＡが公募・売却いたします字北永シ切の旧ＪＡ山江育苗センターと、旧梨園跡地の資産内容を把握されていれば、その概要についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。今回ご質問の旧ＪＡ山江育苗センターと、旧梨園跡地の資産内容でございますけれども、ともに土地所有者はＪＡくま「球磨地域農業共同組合」となっており、地目につきましては共に「農地・畑」となっております。面積につきましては、約１万平米と５,５００平米となります。

なお、公募につきましては、球磨地域農業共同組合に確認しましたところ、令和４年９月からの２カ月間かけられておりましたが、売買契約に至っていない状況ということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　１万平米と５,０００平米、結構広い土地だと思います。本村には、企業誘致等をする場合に適当な用地がないのも事実であります。場所的・環境的・面積的にも多用途への活用が期待される物件ではないかと考えます。

そのことから、村民挙げての健康づくりを図る身近なスポーツ交流場の整備や企業誘致の用地として、村で購入される計画はないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。公募がかけられた当時、民間企業が事業拡大のための用地として候補に挙がっておりましたが、地目が「農地・畑」であること、農業振興地域であること、国営川辺川造成団地の一部であり、農業生産基盤整備事業が完了したばかりで、土地改良法上地目の変更ができないことなどの課題があり、見送られた経過がございます。

企業による土地活用は、村内の雇用拡大にも関わることでございますので、熊本県にも相談しており、いろいろな策を検討していただいておりますが、民間企業の経営計画の中での意向や投資にもかかわりますので、引き続き民間企業の意向を確認しながら、県と連携し、支援策を検討したいと考えております。

また、健康スポーツの場とのご意見でございますが、まずは既存の丸岡公園や中央グラウンドなどをしっかり活用していただくことも大切かと思いますので、現時点で旧ＪＡ育苗センター及

び旧梨園跡地を村で土地購入する考えはございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　この物件はですね、立地条件からも村の活性化に活用できるものと考えます。できれば村で購入すべきだと考えますが、例えば、丸岡公園、多用途に使っていますけれども、やっぱりサッカーはサッカーに集中しないと、駐車場にしたり、多用途に使って荒れたならば、目的が筋が通りません。やはりロアッソジュニアの人に聞いたところ、やっぱりもう少し芝で整備してちゃんとしないと、山江村が誇る丸岡公園ですから、多用途に各種団体に丸岡の広場を使うということではなくて、私はやっぱり今の需要から、専用のサッカー場にすべきではないかなと考えますので、その点は、今、高齢者もグラウンドゴルフ場が欲しいとか、中央グラウンドでされておりますけれども、中央グラウンド等も将来の小中一貫校の用地とかいろいろ検討されるときに出てくると思いますので、私は土地は、やはり村で購入しておいたほうが私はいいかなと思います。

それこそ農振地、川辺土地改良事業ですから確かに難しい課題はあります。そこは、私は村長の手腕ではないかと思いますので、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　丸岡公園のこともお尋ねでしたけれども、丸岡公園は少年サッカー場として芝生を張り替えたいという意向があります。ただ、どうやって設計するのか、人工芝がいいのか張り芝のほうがいいのか、それとどれぐらいの費用がかかるのか、もちろんそのためにはどういう補助制度があるのか等々ありますので、今、検討を重ねているところであります。

そして、お尋ねの北永シ切にあるＪＡの山江育苗センター跡地でありますけれども、これは育苗施設として稲の苗を栽培していたということでありますけれども、川辺川の造成地ではありますけれども、暫定水源を掘り水を補給して何とかやっておられました。ただ、水が足りずにトラックであそこまで運ぶという作業があり、どうしてもＪＡのほうは育苗センターとしての維持が難しいということで、相良のほうに育苗センターを移されたということです。

それに伴いまして、課長答えましたとおり、令和４年に払い下げをしたいというような意向がありましたので、近くの企業が手を挙げておりました。また、その企業以外から問い合わせはあったということでありますけれども、あそこを農地として活用が非常に困難だということで、農業をされる方からの払い下げ申請はなかったということでありました。

ただ、課長が先ほど申し上げましたとおり、当育苗センター跡地が川辺川の造成地であって、農振地がかぶっているということであります。そういうことで当初、農振地除外するには、土地改良法を変えなくちゃいけないということで、非常に難しいというようなこともありました。

ただ先ほど来、答えておりますとおり、熊本県と一緒になって今どうにかですね、その企業を守るというか、企業が出ていかないような形として、実は企業のほうも山江工場から山江事業所として、熊本県の事業所として構えたいと。要するに大きな一丁分に工場を造り事業所を造りながら、雇用も増やしたいという意向でありましたので、そういう方向で動いておりまして、農水省のほうとも何度ともやり取りしているところであります。

ただ、その方向性が少し見えてきたということで、いわゆる農振地除外と、あそこは補助金をかけて造成しております。補助金返還の方向性見えたということでありまして、そのことを企業に確認をいたしました。まだその方向で、事業所を造るという方向で間違いないかということを

確認しましたら、時期を逸して、現在、大村のほうに企業を持っていますので、大村のほうに数十億円かけて増設をしているということでありましたので、早々にその土地を購入して熊本事業所として立地する考えはないということであります。

ただ、今後どうされますかということでありましたが、ということをお尋ねしましたら、当然、今の山江工場を熊本事業所として大きくしたいという考えは持っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたい。その方向が見えたら大村事業所の数十億もいくらかこちらに財政投入できたんだがということでありました。

ただ、そういう状況でありますので、できればですね、なかなか若者の雇用の場が少ないという現況において、事業所として立ち上がっていただくということであれば、そちらを優先させたいという思いがありますので、今しばらくこの方向については、そちらのほうの方向性を見つめていきたいと思っているところでありますし、熊本県、それから企業ともその付近の調整をさせてもらっているところであります。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　川辺川土地改良、農振地域、本当難しい課題ですよね。県南の振興の意味でもですね、県北のほうはＴＳＭＣなんかで相当な農地が転用されていますから、ぜひ難しい課題でありますけれども、村長に頑張っていただいて、県と粘り強い交渉の結果、購入が実現できることを期待したいと思います。

以上にて一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１１時５分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、２番、北田愛介議員より、１．学校再編について、２．林業施設災害復旧事業について、３．小中学校の安全管理についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。２番、北田愛介議員。

北田愛介議員の一般質問

○２番（北田愛介議員）　ただいま議長の許可がございましたので、２番議員、北田が一般質問を行います。

今回は、学校再編について、林業施設災害復旧事業について、小中学校の安全管理についての３点を通告いたしております。通告書に基づきまして質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目の学校再編についてでございます。この学校再編につきましては、これまでの議会

一般質問でも答弁をいただいております。また、執行部におかれては、各種の委員会などによりまして調査検討を行い、委員会からの答申も出ているとの報告をいただいているところでもございます。

議会におきましても先般、福岡県の香春町の義務教育学校、香春町立香春思永館を議会委員会の合同研修で視察研修させていただきました。また翌日には、博多国際展示場にて開催されました「地域×Tech九州」において、内山村長の講演も拝聴させていただいたところでございます。

研修いたしました義務教育学校香春思永館は、西委員長の報告にありましたように、四つの小学校と二つの中学校を統合した施設一体型の義務教育学校でございました。児童生徒は３２学級の７３８人で、前期課程の１年生から６年生までが１７学級の５２１人、後期課程の７年生から９年生までが８学級の２１７人でございました。

この義務教育学校は、学校教育法の改正により、平成２８年２０１６年より新設された新たな学校の種類として規定されており、修学年限は９年で、学年段階の区切りは自由であるようです。香春思永館は、前期６年、後期３年で設定されておりました。本村におきましても、児童生徒の急激な減少から、複式化などが懸念され、早急な学校再編が迫られているところでございます。

そこで、学校再編に向けた検討状況や、具体的な検討内容等について伺います。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。本村の教育環境の抜本的な改革は、山江村の将来を見据えた最重要課題の一つであり、議員各位におかれましても深く関心をお寄せいただいていることに心より感謝申し上げます。

まず、これまでの検討状況についてであります。本村におきましては、児童生徒数の減少という厳しい現実、また、学校施設の老朽化や給食調理場の衛生面でのリスクといった喫緊の課題に対応するため、令和７年７月に「山江村小中学校再編検討委員会」及び令和６年度に「学校給食共同調理場施設整備検討委員会」を設置いたしました。

両委員におきましては、合同で述べ５回にわたる熱心な会議での審議に加え、義務教育学校の先進地（水上村・産山村）への視察研修を通じ、極めて慎重かつ多角的な視点から本村の教育のあり方を検討していただきました。その結果、本年令和８年３月２６日に、今後の本村における学校及び給食体制の明確な方向性を示す「答申書」を村長へ提出いただいたところでございます。

次に、答申に示された具体的な内容についてでございます。答申の核となる提言は、主に次の２点であります。

第一に「教育課程の刷新と義務教育学校の設置」であります。小学校・中学校の壁を取り払い、発達段階に応じた９年一貫教育を行う義務教育学校の設置が提言されました。具体的には「４・３・２制」の導入により、５年生からの教科担任制を部分導入するなどして、いわゆる中一ギャップを解消し、専門性の高い教育環境を早期に確立するものであります。

第二に「地域コミュニティへの配慮と跡地活用」であります。学校の再編は単なる効率化だけではなく、地域活性化の契機と捉えております。学校がなくなる地区などの住民感情に寄り添い、校舎跡地を例えば多世代の交流拠点として有効活用するなど、村全体の定住促進施策と一体的に連動させていくことが示されております。

子どもたちが将来「山江で育ってよかった」と胸を張れる最高の教育環境を未来に引き継ぐため、議員各位におかれましても、今後とも温かいご理解とご協力を賜りますようお願いいたしま

す。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま答弁いただきました中にですね、学校給食共同調理場の施設整備検討委員会ということで、検討をいただいているようでございますけれども、その現状と内容をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支え、豊かな人間性を育むための極めて重要な教育活動であります。

まず、これまでの検討状況についてであります。本村におきましては、児童生徒の安全な食環境を将来にわたって維持・発展させるため、令和６年度に「学校給食共同調理場施設整備検討委員会」を設置いたしました。本委員会におきましては、教育関係者、保護者代表者、給食関係者等の委員の皆様により、慎重な審議を重ねていただいたほか、先進的な給食センターの実地視察など通じて、本村の給食体制が抱える課題の抽出と目指すべき未来像について議論を深めていただきました。これまでの成果を踏まえまして、本年（令和８年）３月２６日に、小中学校再編とも連動する形で、今後の給食のあり方に関する答申書を村長へ提出いただいたところであります。

次に、答申に示された具体的な内容についてであります。答申の核となる提言は、「安全な学校給食調理場の新設」であります。山田小学校をはじめとする各給食室の雨漏りや、湿式床による衛生管理上のリスク、アレルギー対応の物理的限界を解消するため、完全ドライシステムとアレルギー専用調理室を完備した新たな共同調理場の新設が提言されました。これにより、子どもたちの食の安全を徹底強化するとともに、本村が誇る「顔の見える食育」や地産地消の精神を確実に継承してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま学校調理場の給食についても答弁いただきました。視察しました香春町の場合では、給食センターのほうを先に造って、学校とは隣接はしているんですけれども、トラックに１回積み替えて学校のほうに搬入するというような事態が起きておりまして、やはり学校を整備した、新しい学校を造った後に、このあたりが最初からよく検討しとけばよかったということでございましたので、一緒に給食関係も整備されたほうがいいんじゃないかと感じたところでございます。

次にですね、ただいま答弁いただきました学校再編問題、学校給食についてのですね、現時点での課題をまとめておられれば答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。学校再編及び学校給食の充実並びにそれらが抱える課題の対応としましては、本村の未来を担う子どもたちの教育環境と安全・安心を左右する極めて重要な村政の課題であります。

まず、本村が直面している学校再編における課題についてでございます。これにつきましては、主に次の２点が挙げられます。１点目は、少子化に伴う厳しい現実であります。児童生徒数の著しい減少により、現在の小規模体制をこのまま維持し続けた場合、子どもたちが集団の中で切磋琢磨し、多様な考え方に触れて、社会性や協調性を育む機会が制限されかねないという「教育環境の固定化」が大きな課題となっています。

２点目は、山田小学校をはじめ既存学校施設の老朽化であります。築年数が大幅に経過し、耐震性や機能面において、子どもたちが安全かつ快適に学べる環境としての限界を迎えていることが課題であります。

次に、学校給食における課題についてであります。これにつきましても、施設の老朽化に伴う各校給食室の雨漏りや、床が常に濡れた状態で調理を行う「湿式床」に起因する細菌繁殖などの衛生管理上のリスクが指摘されております。さらに、年々高度な管理が求められている「食物アレルギーへの対応」につきましては、現在の限られたスペースでは、調理動線や器具を完全に分離することが難しく、物理的な限界を迎えているのが実情であり、これらは子どもたちの命に関わる看過できない喫緊の課題であると認識しております。

学校再編と学校給食の整備は、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を支えるいわば車の両輪であり、極めて深く関連し合っているいうことであります。そのため教育委員会といたしましては、これらを個別の独立した事業として切り離して捉えるのではなく、議員申されましたように、一体的なものとして同時に検討し、緊密に連携させながら推進してまいる考えであります。

具体的には、新しく設置を予定している義務教育学校の敷地内に、学校と完全に併設する形で新たな学校給食調理場を一体的に整備してまいる考えであります。これにより、現在、各学校で行っている自校式の最大の強みであります、できたての温かくおいしい給食の提供、そして、調理員と子どもたちの距離が近く、お互いの顔が見える食育や、地産地消のぬくもりの精神を今後も変わることなくしっかりと続けていく、確実に継承していく体制を構築してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　山江村で学校給食、非常においしいという評判を先生方も言っておられます。ぜひこのあたりは、答弁いただきましたようなおいしい給食を提供していただく。学校と併設するということで、一体として整備するということを進めていただきたいと思っております。

また、私たちも議会で研修いたしまして、小中一貫校という言葉で一括りにしておりました。しかし、よく調べてみますと、義務教育学校というのは、非常にまた別なものであるというふうなことを認識したところでございます。私なりにもいろいろと調査をいたしましたところ、やはり学校の学級編成、このあたりも６年・３年にこだわらずに自由にできるということで、先ほど課長の答弁にもありましたような編成ができるということでございます。このあたりにつきましても、小中一貫校と義務教育学校のこの違いについて答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。ご質問の「小中一貫校」と「義務教育学校」の違いについてであります。これらは学校の法的な位置づけ、及び教職員の組織体制において明確な違いがございます。主要な相違点は大きく分けて次の三つの点でございます。

第一に「学校の数と組織の一体性」についてであります。一般的に小中一貫校と呼ばれますものは、既存の小学校と中学校が独立性を保ちながら、連携して一貫教育を行う形態の総称であります。この場合、学校の数はあくまで小学校と中学校の二つの学校であり、校長や教職員組織も原則としてそれぞれ別々に存在いたします。これに対し「義務教育学校」は、議員申されたように、平成２８年の学校教育法改正により新設された一つの学校という独立した学校種類であります。１人の校長のもと、小学校・中学校の全教職員が完全に一つの組織として統合される点が最

大の組織的な違いであります。

第二に「教育課程、いわゆるカリキュラム編成の柔軟性」についてであります。「小中一貫校」では、従来の「小学校６年間」、「中学校３年間」という制度的な枠組みの中で連携を図ることとなります。一方、「義務教育学校」におきましては、９年間を一体としたひとつの教育課程として柔軟に編成することが認められております。これにより、従来の６・３の区切りに縛られることなく、本村が答申に基づき導入を目指しております「４－３－２制」といった子どもたちの心身の発達の段階に最も適合したカリキュラムを、法的にも極めてスムーズに構築・実施することが可能となります。

第三に「教員の免許制度と配置の柔軟性」についてであります。義務教育学校におきましては、原則として小・中両方の免許を併せ持つ教員の配置が進められます。これにより一つの教職員集団の中で、「中学校の専門教科の教員が、前期課程である小学校段階の子どもたちを指導する」といった柔軟な相互入れ替え体制が日常的に可能となります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　小中一貫校と義務教育学校のそれぞれの特色を説明していただきました。私たちが研修しました香春思永館ですね、ここも義務教育学校でございまして、小学校６年・中学校３年でございますけれども、校長が１人、先生方は一つの職員室に、小学校課程・前期課程・後期課程と一緒のフロアにいらっしゃいました。すぐですね、前期・後期課程のいろいろな打ち合わせもできますし、子ども一人一人のことを両方でよく把握していらっしゃって、情報の共有がよくできるということで、非常に良い学校の体制ではなかったかなと思っております。

それからさっき言われた中一ギャップ、このようなこともクリアできるというかですね、非常に義務教育学校のほうがいいんじゃないかなと思っております。近隣の自治体においては、取りあえず２校方式でやって、途中から義務教育学校、学校を整備して１校体制にしてからということもあるようでございますけれども、そういったことをいろいろと考えればですね、当初から１校方式でいったほうがいいんじゃないかなと思っております。

そういったふうに義務教育学校、小中一貫校あるわけですけれども、それぞれで考えられますメリットとデメリット、このあたりについて答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。ご質問の「小中一貫校」と「義務教育学校」のメリット、デメリットにつきまして、それぞれの制度的特徴を踏まえまして、整理してお答えいたします。

まず、小中一貫校についてであります。小中一貫校は、既存の小学校と中学校がそれぞれの独立性を保ちながら、連携して一貫教育を行う形態であります。そのメリットといたしましては、既存の校舎や教職員組織、それぞれの学校が培ってきた独自の校風や地域との結びつきをそのまま生かせるため、制度導入へのハードルが比較的低いという点が挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、校長が複数存在し、教職員組織や教員の人事・異動サイクルも別々であるため、９年間のカリキュラムの共有や合同行事の調整などに時間と労力がかかり、「組織の壁」が残りやすい点が挙げられます。また、基本的には、「小学校６年・中学校３年」という従来の枠組みに縛られるため、カリキュラムの柔軟な変更には一定の限界がございます。

次に、義務教育学校についてであります。義務教育学校は、小学校から中学校までの９年間の

義務教育を一つの学校として一体的に行う、独立した学校種類であります。そのメリットといたしましては、先ほど議員が申されましたように、１人の校長一つの教員組織となるため、組織の壁が完全に解消され、９年間を見据えた一貫した指導体制が確立できる点であります。これにより、本村が導入を目指す「４－３－２制」のように、子どもの発達段階に合わせた柔軟なカリキュラム編成が法的にも可能となります。さらに、５年生からの一部教科担任制など、中学校の専門教員が小学校段階から日常的に指導に乗り入れやすくなり、学力の向上が期待できるとともに、環境の急激な変化に伴う不登校等のいわゆる「中一ギャップ」を構造的に解消できる点が最大の利点であります。

反面、義務教育学校のデメリット、あるいは導入における課題といたしましては、学校の統合・新設を伴うことが多いため、既存の学校の閉校に対する地域住民の不安や、学校がなくなる地域におけるコミュニティの維持、校舎跡地の活用といった丁寧な合意形成が必要となる点が挙げられます。また、通学区域が広がることに伴う児童生徒の通学負担の軽減や、教員が原則として小中両方の免許を併せ持つことが求められるため、資質向上や研修の負担が生じるという側面がございます。

これらを踏まえまして教育委員会といたしましては、両制度のメリット・デメリットを精緻に比較検討いたしました。その結果、小中一貫校の持つ「組織の壁」や「カリキュラムの制限」といった課題を残したままでは、本村の少子化の中で子どもたちの教育効果を最大化することは難しいとの結論に至ったわけでございます。

義務教育学校が持つ「通学負担」や「地域コミュニティ」への影響というデメリットや課題に対しましては、通学スクールバスの万全な運行体制の構築や、校舎跡地を先ほど申し上げましたが、例えば「多世代交流拠点など」として再生させる活用策など、令和８年度に策定いたします基本計画におきまして、具体的な解決策を住民の皆様に提示し、丁寧に解消してまいる所存でございます。

課題（デメリット）から逃げることなく、万全の対策を講じた上で、義務教育学校が持つ「教育の質の向上」という最大のメリットを本村の子どもたちに提供することが、教育委員会の責務であると考えております。議員各位におかれましても、本村の教育の未来を抱くこの大きな挑戦に、今後とも特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　私たちも色々と勉強しながら、研究しながら、この学校再編については関わっていきたいと思っております。これまでですね、いろいろと小中一貫校と義務教育学校についての特徴であるとか、メリット・デメリット等に答弁をいただきました。香春町の香春思永館につきましては、１校方式でございますので、体育館が一つしかないと。この辺りの学級数も何十と多いので、一つの体育館を二つのクラスで使うとか、調整に苦慮したとかですね。隣同士で別のことをやりますので、やはりちょっと影響があるとか、そういったことも言っておられました。

また、そういったいろいろ１校方式にすると問題もあるかと思いますけれどもですね、そのあたり十分検討いただきたいと思っております。

そこで今までいろいろと答弁いただきましたけれども、これからの学校再編に対します方向性、方針を伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　内田教育長。

○教育長（内田正紀君）　それではお答えいたします。学校再編方針について、私のほうからは、「開校の必要性」「具体的な再編スケジュール」「教育的なメリット」、そして「保護者や地域住民への不安解消」の４項目でお答えさせていただきたいと思います。

まず１点目の開校の必要性についてです。一つ目に、少子化が進む中で、集団教育の規模を維持し、子どもたちが多様な人間関係の中で切磋琢磨できる環境を確保すること。

二つ目に、小学校から中学校への進学時に環境が大きく変わることで、不登校や学力低下が起きるいわゆる「中１ギャップ」を９年の一貫教育で防ぐこと。

三つ目に、山江村への愛着を育むキャリア教育や地域密着型のカリキュラムを９年間を見据えて、体系的に維持することでの「ふるさと教育」への取り組みでございます。

２点目の学校再編の基本方針とスケジュールについてです。まずは、課長が申しましたとおり、本年度「山江村学校再編基本計画」を策定いたします。その後、この基本計画に基づきながら事業を進め、令和１２年度開校を目指していきたいと考えております。

３点目の教育的メリットについては３点お示しいたします。一つ目に、小・中の教員の連携強化です。小学校と中学校の教員が一体となることで、児童生徒の学習面や生活面での課題を９年間通して早期に発見し、サポートできる体制を構築いたします。

二つ目に、効率的な学習指導が可能になることです。教科担任制の導入によりまして、専門的な指導による学びの魅力化を図ります。

三つ目に、異年齢交流の活性化を図ります。１年生から９年生までが同じ学校で学び、過ごすことで、上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生に憧れを持つといった豊かな人間関係の育成を図ってまいりたいと考えます。

４点目の保護者や地域住民の不安解消についてでございます。丁寧な合意形成に努めてまいります。保護者や地域住民、各関係者を交えた検討委員会や説明会を開催し、広く意見を聴取しながら、村全体で新しい学校づくりを進めていくということを大切にしてまいりたいと思っております。

このような観点から、従来の小中学校ではなく、９年一貫の義務教育学校を目指したいと考えておりますし、校舎につきましても、施設一体型を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　予算も伴いますので私の方からも答弁させていただきたいと思います。まずは、今のところ、山江村における今後の小中学校のあり方ということで、令和７年７月に検討委員会に諮問をいたしました。いわゆる小中学校再編検討委員会と給食の共同調理場の施設検討委員会です。その諮問が令和８年３月２６日に答申が返ってきたということであります。教育委員会のほうから、課長が教育委員会としては、義務教育学校で至ったわけであるわけという答弁をしましたけれども、実は、この答申の中で、小中学校から中学校までの９年間を一体と捉えた義務教育学校への再編が提言されておりますので、このことを重く受け止めながら教育委員会に指示をしているところであります。

従いまして、今後、先ほど教育長が答えたとおりでありますけれども、建設に当たる検討委員会や説明会がどうしても必要でありますので、教育委員会がしっかり事務局の役割を果たしなが

ら、しっかり住民の方々の検討委員会あたりを大切にしながら、また議会の意見も当然求めていくことになりますので、どうぞ今後ともよろしくご理解とご指導をお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。これまで学校再編と学校給食問題、またいろいろと課題があるようでございますけれども、またこういった課題をこの建設委員会の中で、十分協議、議論していただきながら再編に努めていただきたいと思います。いずれにいたしましても子どもたちのことを最優先に考えていただきながら、再編いただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

子どもたちが、毎日ワクワク楽しく学校に通学できるような学校再編にしていただきたいと思っております。私、子どもの頃はどちらかといえば学校に行きたくないほうでございましたので、ぜひ楽しい学校づくりを進めていただきたいと思っております。

次に、２点目の林業施設災害復旧についてでございます。令和２年７月豪雨災害におきまして本村は甚大な被害を受けました。これまで村長をはじめ職員の皆様方のご努力や関係する企業のご協力により、順調に復旧しておりますことに感謝を申し上げます。特に、土木施設災害につきましては、ほとんど発注も完了しているようでございます。また、林業施設災害復旧につきましても、林道の復旧工事が進められているようでございます。

議会におきましても復旧状況を現地調査により確認をさせていただきました。発災当時、林業施設災害は、林道等や村道が通行不能で、詳細な被害状況が確認できないというふうな報告もあっておりました。その後、調査も進んでいることと思いますが、林道施設災害、林道作業道、山腹崩壊などの全容について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。令和２年７月豪雨で発生した林道施設関係の災害でございますが、まず、林道が１０路線、７路線が竣工しております。１路線、葛線が現在施工中でございます。１路線、今村線につきましては、今年度発注を予定しております。また１路線、山渋線につきましては、補助対象外でございますので現在未施工でございます。

次に、作業道でございますが、村管理の５路線、また民間作業道１３路線、計１８路線が被災しております。うち村管理４路線、民間作業道７路線、計１１路線が竣工しており、７路線が未復旧でございます。

なお、民間の作業道の復旧につきましては、球磨川流域復興基金などを活用しながら復旧作業が行われております。

次に、山腹崩壊でございますが、令和２年７月豪雨関係で治山事業に該当した箇所数としましては１７カ所、県・村で復旧工事が完了した箇所が１４カ所、自然復旧の箇所が１カ所、未復旧の箇所が２カ所でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　ちょっと待ってください。すみません、傍聴人の方、恐れ入りますが帽子をお取りください。よろしくお願いします。

北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま状況について説明いただきました。作業道についてがですね、公有林のほうはどうにか対応できると思うんですけども、民有林のほうですね、こちらのほうの状

況、路線によっては道路が消失してしまって、復旧できないような状況もあるということでございます。

そこでですね、作業道についての復旧の現状といいますか、どういったものがあるか、そのあたり少し作業道について詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。作業道におきましては、先ほど述べましたとおり、村管理作業道が１路線と、民間の作業道６路線が未復旧の状態でございます。村管理の作業道につきましては、森林パトロール等で小規模な崩土等を新たに確認しておりますが、通常の維持管理に努めながら、林業の施業時に合わせて復旧する計画を今現在しております。

また、民間の作業道におきましては、近年新たな被災箇所の報告はございませんが、令和２年災分としましては、今年度に１路線ですね、肥後峠の作業道につきましては、復旧を進める予定としております。そのほかの路線につきましては、被災規模が大きいなど、現道復旧が見込めない作業道、また、事業費が高額である作業道、また現在、林道の災害復旧、葛線でございますが、こちらの工事中であるためその先の作業道の被災箇所まで行くことができないなど、それぞれの事情があり、復旧ができていないところでございます。

なお、柚木川内線と一部生コン舗装等で施工されたところもございますが、先に述べましたとおり、事業費が大きい、また現道の復旧が難しいということで、別の迂回路等も検討することを現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　作業道については、本来ですね、作業が進めば森林に返すというですね、そういった性格のものでありますけれども、やはり森林施業にとっては大変重要な道路であります。森林施業に支障を来すようなことがあったらいけませんし、地元のほうの多額の負担金が発生するということもあろうかと思いますので、なかなかそのあたり難しい面もあろうかと思っております。

そこでですね、原形復旧が無理であるとか、ほかの方法で対処しなければいけないとかいう問題もあろうかと思います。それに山腹崩壊等、これは県の部分と村の部分等もあるようでございますけれども、そういったものの今後の復旧計画があれば答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。今後の計画でございますが、村が管理します作業道におきましては、先ほど申しましたとおり、森林の施業に合わせて復旧を進める計画でございます。また、民間の作業道におきましては、作業復旧に係る経費、先ほど議員からもありましたとおり、経費がですね、所有者の負担もございますので、森林施業に合わせて新たな作業道を開設するほか、迂回路等も地権者等に相談しながら、今後の方向性を共に検討、支援をしていきたいと考えております。

また、治山におきましては、主に事業主体が熊本県でございますので、引き続き連携を行いながら、災害復旧工事等の早期完了に向けて計画的に進めたいと考えております。担当課としましては、引き続き森林パトロール等を行いながら、村が管理する林道・作業道の維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　いろいろと問題もあるようでございますけれども、森林の荒廃につながらないような施策を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、小中学校での校外活動における安全管理についてお伺いいたします。

国内におきましては、３月に京都府内の高校の修学旅行先での船舶事故、５月には部活動遠征中のバス事故などが立て続けに発生しておりまして、高校生の尊い命が奪われております。これを受けて県内の地元紙が、中高生の保護者に対して、部活動での移動実態アンケート調査を実施しております。

その結果、最も多かったのは、保護者の送迎、次にバス移動、そのうち１６％が学校所有のバスということでございました。県教育委員会が原則とする公共交通機関利用は、自転車移動と併せて２.５％、わずかでございました。そこで、本村の小中学校における部活動や校外学習活動における移動手段と、それについての課題についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。学校教育活動及び地域における子どものスポーツ活動においては、何よりも最も優先されるべきは「子どもの生命・安全の確保」であります。子どもたちが校門の外へ出て活動する際の移動手段の確保と、その行程における安全管理は、教育委員会としましても極めて重要な課題であると認識をしております。学校、保護者、地域、そして関係機関が密接に連携し、一体となって安全対策を推進していくことが不可欠でございます。

本村の学校における修学旅行や社会科見学といった校外活動におきましては、危機管理マニュアルに従い、事前の未然防止対策から緊急時の初動対応まで、組織的な体制を構築しております。

次に、ただいま地域展開をしております休日の部活動や地域スポーツ活動における大会等の移動手段と課題についてお答えいたします。本村の総合型地域スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」における各クラブの送迎状況を検証いたしますと、多様な移動実態とそれに伴う課題が見えてまいります。監督やコーチなどの指導者は自家用車で現地集合することを基本とし、保護者が引率できない場合は、ほかの保護者に同乗を依頼するなどの相互扶助によって移動手段が確保されています。一方で、急遽やむを得ない事情がある場合には、行きだけ指導者が乗せていくケースも一部発生をしております。また、県外遠征の際にはマイクロバスを利用し、指導者（コーチ）が自ら運転して、選手や保護者と同乗して移動する事例もございました。

移動における主な課題につきましては、「送迎が難しい保護者はほか他の保護者にお願いして同乗させてもらう」という仕組みは、保護者間の善意に依存しており、負担の不均衡や、万が一の事故の際の責任の所在という課題をはらんでいます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま答弁いただきましたけれども、先ほど申しました新聞社のアンケート調査では、保護者の送迎で自分の子ども以外も送迎する乗り合わせの場合は、先ほど課長も申されましたように、他の子どもの命を預かる責任が発生するという課題を挙げられておりました。また貸切バス等では、料金が高くて利用できないのが現状のようということでございました。

次に、校外活動に対する安全管理マニュアルについてお伺いいたします。文部科学省は３月の京都府内の高校の修学旅行事故を受けまして、４月７日付けで、学校における校外活動の安全確保の徹底等についてとして通知を発出しております。教育委員会におかれましても確認をされて

いると思いますけれども、以前の学校の安全管理に関する一般質問においては、危機管理マニュアルを整備して、マニュアルに基づいた安全管理を行っているという答弁をいただいております。

文部科学省の通知では校外活動の実施に当たり、改めて安全が確保されているか、またその内容が適切であるか確認し、必要に応じて見直しを図るようにとの指示があっているようでございます。

また、山江中学校においては、山江中学校部活動規定を策定され、運用されているようでございますけれども、これを見てみますと、大会の参加であるとか遠征時の移動方法などについてもですね、交通手段や安全確保のための規定が必要ではないかと思っているところでございますけれども、教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。本年４月に国・県から出されました学校における校外活動の安全確保についてを受けまして、教育委員会では、各学校の危機管理マニュアルの点検と改定を迅速に進めております。わいわいクリスポやまえなど地域スポーツ活動における送迎につきましては、万が一の事故の際の保険対応が大きな焦点となります。スポーツ安全保険の保障についての仕組みでは、自動車事故の対人・対物賠償は対象外となる一方、同乗者自身のけがが適用される場合には、団体が事前にその行動を承認、把握していることなど、三つの必須条件を満たす必要があります。

この実態と課題を踏まえ、教育委員会及びわいわいクリスポやまえとしましては、マニュアルの整備と並行して次の三つの具体策を徹底してまいります。

第一に、運行計画の事前承認をルール化することです。遠征時、事前に誰の車に誰が乗り、どのルートで移動するかを指導者や代表者が確実に承認、把握する体制をつくり、保険の適用条件を確実にクリアさせます。

第二に、自家用車の任意保険の確認と周知徹底です。スポーツ安全保険でカバーできない賠償リスクに備え、各自の自家用車の任意保険の加入状況や補償内容を事前に確認いただくよう、説明会等を通じて指導者や保護者へ周知を徹底します。

第三に、地域クラブ用安全管理ガイドラインの整備です。文部科学省の通知の視点を取り入れ、移動の必須条件や緊急時の連絡フローを明確にした地域クラブ用のガイドラインを新たに整備いたします。

このように移動の実態に合わせた実効性のある運営体制を、マニュアルやガイドラインによって担保することで、指導者や保護者を守り、子どもたちの命を最優先に守る環境づくりを推進してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　いろいろと対応していただいているようでございますし、今後も整備をしていただくということで、大変安心いたしました。今言われましたように、子どもたちの安全を第一に考えていただくということでございます。今後におきましても安全・安心な学校運営をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１時３０分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時２７分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、７番、立道徹議員より、１．メディカルフィットネスセンターについて、２.「栗の駅」事業について、３．カブトムシによる当村の期待度について、４.指定ごみ袋についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。７番、立道徹議員。

立道　徹議員の一般質問

○７番（立道　徹議員）　議長のお許しをいただきましたので、７番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

１点目は、メディカルフットネスセンターについて、２点目は「栗の駅」事業について、３点目は、カブトムシによる当村の期待度について、４点目は、指定ごみ袋についての４点について質問をいたします。

まず、メディカルフットネスセンターについてでございます。「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型タイプA)」の交付金の補助をいただき、一般財源の抑制に努め、令和８年夏頃をオープンする予定ということで、令和８年度の当初予算に介護予防拠点施設費に、機器導入に伴う経費が約2,１００万円、運営に伴う委託料及び人件費が約1,６００万円、事業費を含む施設管理費が約２５０万円で合計４,０００万円と計上してあります。この交付金の承諾を得なかったということでありますが、この交付金をいただけなかった理由について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。まず、当初想定しておりました地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型タイプA）の交付金が不採択となった理由についてでございます。

本村が申請いたしました計画は、最先端のヘルスケア企業が持つＡＩ技術やデジタルノウハウを最大限に導入し、限られた役場の人員の中でも効率的かつ効果的に住民の健康増進を図る、極めて先進的なモデルとして構築いたしました。

しかしながら、国における審査におきましては、民間企業のノウハウへの依存度が高く見える点、すなわち「事業推進における行政自体の直接的な関与や、主導的な管理・ガバナンス体制がやや見えにくい」との厳しい指摘を受ける結果となりました。これは、民間活力を機動的に活用しようとした本村の設計と、行政の主体的な執行体制をより厳格に求める国の評価軸との間で、事業推進体制の表現方法においてミスマッチが生じてしまったものと我々は分析しているところでございます。本村の計画の目指す理念そのものが否定されたわけではないという点につきましては、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　当初予算で作成される上で、確実に交付金の了解、内示を得て予算に計上すべきではないのかと思われますが、その点いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。内示を受けてから予算を計上するのが本来ではないかということで、昨日の議案審議の中でもご指摘を受けました。今回申請した交付金につきましては、令和７年度国の補正予算での交付金を活用しようと考えておりました。つきましては、この交付金の申請要領におきまして、「当該年度の当初予算、または令和７年度の３月補正予算において、あらかじめ対象経費を予算計上していること」が「申請の必須要件」として定められていたということがございます。そのため、あらかじめ当初予算への計上を行っておくことが、手続上、不可避のルールであったということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　このへんは村長も決裁されておりますけど、村長のご意見があれば。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　課長が答弁したとおりになります。採択の条件がですね、予算に計上されて議決を得ていること、いわゆる議会の了解を得ていることということが条件があるということでありますれば、予算に計上しながらまた申請をするというような方向になろうかと思います。

ただ、この事業がですね、いろんな動きを私自身が取れなかったという事情もあります。いろんな事業申請において、動き出したのが１月でありましたので、要するに１２月に閣議決定、翌年度の予算が決定します１２月までに、翌年度予算はいろんな要望活動もしたりするわけですけれども、１月ということで私、全く動けなかったというのも私自身としてはですね、ちょっと反省するところでもあります。もう少し早くつかめなかったのかなという気がいたします。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　じゃあ今後どのような動きをされるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。本村といたしましては、今回の不採択をもってプロジェクトを断念することは毛頭考えておりません。国からの厳しい指摘を真摯に受け止め、行政がしっかりと主導権を握るより強固な体制への抜本的なブラッシュアップを即座に行いまして、段階的な事業展開に向けて動いているところでございます。

総括的に言いますが、まず、令和８年度中の即時的な動きといたしましては、本事業の中核ソフト施策である「デジタル健康ポイント」につきましては、民間任せの単独実施ではなく、村の既存施設や保健師による指導体制、特定健診とがっちりと連動させた「山江村国保ヘルスアップ事業パッケージ」として再編成いたします。これによりまして、国や県の外部財源の活用を広く視野に入れまして、一般財源の負担を最小限に抑える財源調整を図りながら、早期の先行着手が可能か、現在、県などの関係機関と慎重に協議・調整を既に重ねているところでございます。

また、メディカルフィットネス事業につきましては、一旦仕切り直しをいたしまして、この交付金の令和９年度の採択を目指しまして、今後、県の事前相談、事前協議を常にしていきたいと考えております。また主軸事業要望におきましても要望していきたいと考えておりますし、議会の皆様におかれましても、要望活動のほどを切にお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　令和９年度に交付金をいただくことを目指されるということで、実際動きとしては、行程的には令和１０年度ぐらいになりますかね。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。一応今のところでは令和９年度の、時期はちょっとわかりませんが、令和９年度中にはスタートしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　このメディカルフィットネス事業については、継続事業になっていますので、単年の事業じゃなく、３カ年は継続しながら、制度のというか、事業の充実を図っていくというような事業になります。

今、令和８年度始まったばかりでありますし、実は８月に概算要求の予算が決まり、１２月の政府予算決定に向けてという動きになりますので、その概算要求政府予算決定までにいろんな関係省庁にこの事業の説明をしたり、また国会議員のところを尋ねながら後押しもお願いしたいと考えております。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　じゃあちょっと時間がずれましたけど、フィットネスセンターについてはよろしくお願いします。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。２点目は「栗の駅」事業についてでございますけど、山江村官民共創地域振興拠点施設の「栗の駅」事業の公募型プロポーザル方式により、民間事業者の募集を５月１５日までされ応募を行ったが、民間事業者はいなかったということでありますけど、今後の予定が大幅に遅れていくと考えられますけど、このことについて４点伺いたいと思います。

まず１点目は、応募されなかった理由としてお願いします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは、山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」整備事業の公募が不調となった件につきましてご説明いたします。

本事業は、人口減少や高齢化が進む本村において、特産品である「やまえ栗」を中心とした産業の振興と、住民の皆様の生活サービスを維持するための非常に重要な拠点整備事業でございます。

さらに、太陽光発電設備や蓄電池などを導入する「再生可能エネルギー事業」を併せて実施することで、災害時における防災力を高め、安心・安全な暮らしを支えるとともに、エネルギーの効率的な活用を通じて、将来にわたり持続可能な施設運営と住民サービスの維持を目指しております。

今回の事業の実施にあたり、村が主体となって整備し、民間が運営を担う公設民営として整備する施設につきましては、民間ノウハウを最大限に活用し、サービスの向上が図れる「ＰＦＩ手法」を採用し、公募いたしました。

具体的な公募の経過につきましては、令和８年４月３０日に募集を開始し、５月１５日を参加

表明書の提出期限として手続きを進めてまいりました。しかしながら、期限までに事業者から応募がなく不調という結果に至ったものでございます。

村としましては、原因を把握するため事前に質問書を提出されるなど、本事業に高い関心を示していただいた事業者に対し、不参加の理由についてヒアリングを実施しております。事業者へのヒアリング結果、原因は主に次の２点が影響したものと分析をしております。

まず第一に、急激な物価高騰による事業費の乖離です。昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇により、事業者が試算した工事費が村が提示した支払上限額を大幅に上回ってしまったことが最大の要因です。

第二に、工期設定の厳しさと資材供給の不安定化です。当初予定していた令和９年３月完成のスケジュールでは、建築資材の供給遅れや物流の混乱といった社会情勢から、事業者側におきまして、短い工期での確実な完成は困難と判断されたためです。

今回の結果を踏まえ、速やかに課題を整理し、次なる再公募に向けて迅速に対応を切り替えてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　残念ながら物価高騰と、そしてまた、ちょっと気になることがですね、建築資材関係はやっぱり積算するのにもですね、１５日間ですか、２週間ちょっとぐらいでは積算が厳しい、もうちょっと期間を延ばしてされたほうが、いろいろ精査、積算されるのにもいいんじゃないかということも考えております。今後の対応についてまたお尋ねしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　今後の対応につきましてご説明いたします。今回の結果を真摯に受け止め、現在の社会情勢や物価に合わせた公募条件の見直しを行い、令和８年９月上旬の再公募に向けて、次の四つの取り組みを迅速に進めてまいります。

まず第一に、適正な事業費の見直しです。急激な物価高や人件費の上昇を踏まえ、最新の市場単価を用いた工事費の再積算を実施しています。

第二に、確実な財源の確保です。事業費の適正な増額に伴い、本事業の使用財源である「地域未来交付金」の変更申請を本年１０月に行います。村の財政負担を極力抑えつつ、民間事業者が創意工夫を発揮できる十分な予算規模を確保いたします。

第三に、資格要件等の緩和です。より多くの事業者に参画いただき、健全な競争を促すため、参加のハードルとなる要件を見直し、多様な企業の参画と地元企業の協力体制強化を図ります。

第四に、十分な期間の設定です。資材供給や物流の現状を考慮し、施設の設計・建設期間について、無理のない実現可能なスケジュールへの見直しを行います。

これら四つの改善策を一体的に推進し、次回公募の成功に向けた基盤を構築してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　そのような状況ならばですね、いろいろ工程的、またオープンの日程の変更・延期等がありますけど、予定ではどのくらいの期間になりますか。そのへんの工程表もよければよろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　本事業のスケジュールの見直し、並びに施設のオープンの延期に関する今後の見通しをご説明いたします。

公設民営として整備する施設の再公募スケジュールについては、令和８年９月上旬に公募開始を予定し、厳正な審査を経て本年１２月までに優先交渉者を選定いたします。その後、速やかに基本協定の締結を進め、設計の精査や建築資材の確保を経て工事へ移行いたします。

次に、オープン（供用開始）の時期につきましては、当初、令和９年４月を目指しておりましたが、深刻な資材調達の遅れや人手不足を考慮しますと、当初の期日を一方的に厳守させることは不可能です。まずは民間事業者から提案される最適な工期をしっかりと精査した上で、本村にとって最も合理的で確実なオープン時期を総合的に判断し、決まり次第速やかにご報告いたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　先ほど課長から答弁がありましたけど、交付金の上乗せしていただくために、１０月ぐらいから申請に当たるということですけど、いただいた交付金を上乗せできるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは交付金についてお答えいたします。本事業の主要な財源として活用を予定しているのは、地域未来投資促進法に基づきます「地域未来交付金」です。これは拠点整備に要する補助対象経費のおおむね５０％を国が支援する極めて重要な特定財源であり、村としましてはこの採択を大前提としております。市場の実態に合わせるため、最新の市場単価を反映し再積算を早急に行い、本年１０月に予定されている変更申請に合わせ、増額分の特定財源を確保してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　財源が確保できるかどうかという、交付金を増やすとですよね、財源確保ですね。現在、交付金は６億１,５００万円ついていますが、この６億１,５００万円の、５０％で６億１,５００万円でした。ただ、ご案内のとおりですね、イランのホルムズ海峡封鎖、そして、ナフサ由来の資材の調達の困難さ、そして加えてですね、物価高騰といいますか、加えて人件費も上がっているということであります。

国はですね、常々物価高騰に伴う財源の確保については支援すると言っております。ただ、どれぐらいまでその高騰に対して対応をしていただけるのか、大体建築資材４０％ぐらい上がっていると言われておりますけれども、積算したところ５０％になった場合は満額つくのかどうか、そういう不安もあるわけでありますし、規定によると今のところ２０％ということも聞こえてきます。そういうのを総合的に勘案しながら、できるだけその財源については確保していきたいと。全く対応しないということではありませんので、確保していきたいと思います。

ただ満額、５０％が確保できなかった場合の対応も当然考えていく必要がありますので、事業の縮小というか、どこの分をどう削るかということもですね、当然、補助金が満額つかなかった場合の対応についての検討も、併せてしていかなくちゃいけないのかなということも考えております。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　やはり山江村にとっても「栗の駅」事業は大変な事業でございます。国も

財政が大変厳しい中に、物価高騰で交付金の追加が全額もらえるか大変でしょうけど、これはまた村長の要望にお願いしたいと思います。

では次の質問に入ります。３点目の質問は、カブトムシによる当村の期待度についてということで、株式会社トムシと株式会社ライズナーと官民共創地域振興に関する連携協定を３月に締結され、昆虫のカブトムシで有機残渣を昆虫のエサとし、昆虫の糞を堆肥活用する循環型農業や、成長した昆虫を高タンパク飼料として家畜等のエサに活用する、地域資源の連鎖に取り組むということでございます。これについて当村の考え、方向性、期待について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。本村は本年３月１３日に株式会社トムシ及び株式会社ライズナーと「官民共創地域振興に関する連携協定」を締結いたしました。この取り組みは、村民の皆様にも馴染み深いカブトムシに着目し、これまで廃棄されてきた有機残渣をカブトムシの幼虫にエサとして食べさせて分解し、排泄された糞を良質な有機肥料として農業へ還元する仕組みです。

さらに、育ったカブトムシを家畜やヤマメなどの養殖魚の高タンパクなエサとして活用することで、余すことなく資源を生かす「無駄のない地域資源の循環」の構築を目指しています。

村としての考えや方向性といたしましては、未利用資源の活用による環境負荷の低減や、新たな観光資源の創出による地域活性化など、本村の産業振興や地域課題の解決につながる非常に有益な活動であると捉えており、今後も村としてしっかりと支援していきたいと考えております。

また、この取り組みに対する期待といたしましては、地域資源を活用した新たな産業の創出を通じて、地元人材の育成を図るとともに、若者の雇用が創出されることを強く期待しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　これは私たちも研修に行かせてもらいましたけど、いろんな取り組みで一石何鳥というか、すばらしい期待されることがあります。農業をされる方、どんな方でもカブトムシの育成というか、生産にも携わっていくようなこともこの前の研修でお聞きしましたので、副業としてカブトムシの生産あたりも一般の方がされることも期待しております。

この現在動き出した山江のトムシ、地域おこし協力隊３名の方がいらっしゃいますけど、これまでの活動状況、そしてまた今後に山江村として期待されることを伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。現在、「ヤマエノトムシ」として３名の地域おこし協力隊が着任し、活動をスタートさせております。広報やまえの「地域おこし協力隊だより」でもその活動をお知らせしておりますけれども、各単位が連携しながら、多岐にわたる活動を精力的に行っております。

その具体的な内容について、４点ご説明いたします。

まず１点目は、カブトムシの生産体制の構築です。牛舎跡でエサとなるキノコの廃菌床を定期回収し、土づくりなど大量生産に向けた環境を整えております。

２点目は、特産品である「やまえ栗」の残渣活用です。これまで廃棄されてきた栗のイガや鬼皮をエサとして再利用するための実証実験に取り組んでおります。

３点目は、村内外へのＰＲ活動です。４月１９日に開催されました「やまえつつじ祭」での幼

虫掘り起こし体験をはじめ、熊本市内での昆虫イベントの開催、ＳＮＳを活用した日々の情報発信など、山江村の賑わいづくりと認知拡大に努めております。

４点目は、次世代育成と関係人口の創出です。小学校での環境教育プログラムの企画や、学生を呼び込んで大学のフィールド誘致活動にも着手しております。

このように協力隊の３名には、これまでにない新しいアプローチで、山江村の地域資源を活かす活動を力強く進めていただいております。

村といたしましても、将来的な「若者の雇用創出」に向け、引き続き密に連携し、その活動をバックアップしてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　いろいろですね、栗まつりとか、栗まつりの時にもいろんなイベントをされていけばですね、やはり子どもたちはカブトムシとかクワガタ、とても興味がありますので、山江村の栗プラスカブトムシで、これから頑張っていただければと思っております。

続きまして、最後の質問になりますけど、指定ごみ袋についてでございます。現在ですね、物価高騰で村民の生活や事業を直撃し、大変厳しい状況が続いております。特に、高齢者の年金暮らしの方は、生きていくためにもさらに大変厳しい生活状況だと思います。

ここでナフサについて、ナフサとは、皆様いろいろお聞きされますけど、ナフサとは、製油所で原油から生産される軽質な石油製品であり、そしてガソリンになりきれなかった透明で軽い液体の油であるということで、ナフサは私たち日常生活を根底から支えるなくてはならない存在であります。ナフサをナフサクラッカーと呼ばれる巨大装置で熱分解すると、多種多様な石油化学原料が取り出せると。エチレンからは食品包装のフィルムやガソリンタンクが作られ、プロピレンからはお菓子の袋が作られると、さらに塩と合成すればガス缶などの塩ビ樹脂になり、ベンゼンと合わせれば発泡スチロールの原料になるということであります。

このような時期に、また村民生活に不可欠な公共料金ともいえる「指定ごみ袋」の値上げに踏み切る理由を伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在の物価高騰は、村民の皆様の私生活や事業者の皆様の経営を直撃しており、とりわけ年金暮らしの高齢者世帯におきましては大変厳しい生活状況にあると深く認識しているところでございます。このような時期に、生活に不可欠な指定ごみ袋の値上げをお願いすることは、大変心苦しい限りではございますが、今回の改定につきましては、議員申されたとおり、世界情勢の緊迫化に伴う「原油価格の高騰」及びナフサ不足によるごみ袋自体の製造コストの大幅な上昇が主な原因でございます。

少し経緯を話しますが、今回、当村が依頼をしております、ごみ袋の製作の事業所から、今、お話しました影響により原材料が上昇したので、原材の金額で下ろせない旨のお話がございました。そこで、４月中旬に担当と商工会、婦人会の代表の方と協議をいたしまして、販売金額の額や在庫の振り分け等を行った次第でございます。

さらに、改定と同時に商工会や婦人会でストックしていた在庫が少なくなりまして、次に入荷するのが、もうすでに入荷はしているのですが、６月の上旬とわかっていたのですが、それまでに在庫がなくなることを防ぐため、村民の皆様にご不便をかけないための緊急措置として、現在、

防災無線等でも言っておりますが、６月１日から６月３０日までの１カ月間に限りまして、市販の透明及び半透明袋でのごみ出しを可能とする期間を設けるなど、まずはごみが出せないという事態の回避を最優先に臨機応変に対応したところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　業者さんから、原材料である価格が高騰しますと言われ、仕方ないということは仕方ないんでしょうけど、金額的に向こうが提示された金額のものなのか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。ご質問の値上げの金額が妥当かどうかについてでございますが、現在の近隣市町村におけますごみ袋の価格や規格を調査いたしました。主なもので大サイズですね、４５リットル相当でございますが、町村によって１６５円から３５０円以上、あるいは小売店ごとに価格設定が異なるなど各自治体で非常にまちまちな状況でございます。

その要因の一つといたしましては、各町村のごみ袋にはそれぞれ独自の絵柄等が入っておりまして、地元商店でしか購入できない仕組みになっていること、また、製造業者や販売ルートも市町村ごとに完全に独立していることが挙げられます。

そのため、単に金額だけを一概に比較し、本村の価格が適正であるかどうかを単純に判断することが非常に難しい構造となっております。一応業者の方が見積もりを出されたときには交渉もしております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　可燃の大きいほうが２５３円から３２５円と７２円の値上がりということで、税込み金額ですけど、捨てるごみ袋が３２５円、１枚の、考えてみれば、今後３２５円というお金を出すのがもったいないということで、ちょっと小さくまとめて燃やす方もいらっしゃるんじゃないかと思っております。

それで、このごみ袋あたりもそういう「山江村」とかなんか入れずに、透明の袋にしてしまえばどうですかねと思って、そのへんいかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。ただいま議員のご質問にお答えいたしますが、先般ですね、広域行政組合事務局のほうへ私、直接出向きまして実務調整を行ってまいりました。次回、７月頃に開催予定の広域行政組合の担当課長会議がございます。その中で、事務局のほうから私のほうに意見を求めるよう事前に調整を済ませているところでございます。

その席上で、山江村としての課題を各町村と共有するとともに、人吉球磨広域全体でごみ袋統一化に向けた議論の火付け役として、具体的な提案と働きかけを言ってまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　こういうごみ袋なんかもですね、人吉球磨の広域全体でいろいろ考えながらしたらもっと安くなるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。他の関係ない会議のときに、課長たち

と一緒に会うときがありますのでその時に話しますが、ほとんどの町村の課長さんたちも統一化した方がいいんじゃないだろうかというところで、今のところ上球磨と下球磨の課長さんたちは同意見でございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　こういう一年一年のごみ袋も随意契約か、そのへんもありますけど、多分当初からのずっと継続的だと思うんですけど、そのへん今後変えていくというか、それも頭の中にありますかね。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。製造業者につきましては、村内の業者じゃございませんので、そのへんは臨機応変に考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　くれぐれもそうやって広域でいろいろできることならばですね、安く製造ができる、そういう大きな全体で相当な数になりますので単価も安くなると思いますので、そのへんしっかり取り組んでいただければと思っております。

いつまで続くかわからないこの物価高騰、そしてまた世界各地での紛争の終結を祈るとともに、これから梅雨のシーズン、または台風のシーズンになってきます。この山江村はもちろん、各地での大きな災害が発生しないようにご祈念を申し上げ、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　次に、１番、白川俊博議員より、１．一般廃棄物等の現状と今後について、２．官民共創拠点施設「栗の駅」事業について、３．災害への備えについての通告がでております。

白川俊博議員の質問を許します。１番、白川俊博議員。

白川俊博議員の一般質問

○１番（白川俊博議員）　議長より発言の許可をいただきましたので、１番議員、白川が質問いたします。

内容は、一般廃棄物等の現状と今後について、次に官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」事業について、最後に、災害への備え、についての３点を通告致しておりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは通告書に従いまして、まず１点目、一般廃棄物等の現状と今後について質問いたします。家庭などから出る一般廃棄物の量は、全国で見ると一昨年度の排出量は、ピーク時より約３０％減少であった。要因として、人口減少や生活様式の変化が背景にあるとみられるとありまして、さらに今後、食品ロスの削減、再利用の促進を国は促していく方針とあるようであります。

一方、処理費用は人件費や燃料費の高騰が影響し、年々増え続けていく見通しと分析をしているようであります。本村においては、平成１４年から人吉球磨クリーンプラザの供用開始に伴い、資源ごみが細分化され、可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみなどが、定期的に委託業者により収集されており、また、粗大ごみなど個人などの持ち込みもあり、一様に分別された廃棄物の処理はお

おむね実施されているところでございます。

先ほど申しましたけれども、国全体で見ると一般廃棄物の排出量は年々減少しているが、その費用は反比例し、増加傾向にあるとの状況でございます。そのような状況の中で、本村の一般廃棄物等の収集量はどのようなものなのか。可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみと分別ごとにわかりましたらお願いいたします。また、処分に対する費用が発生しますが、その負担金の近年の状況も併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは白川議員のご質問にお答えいたします。事務報告等の数値に沿いましてお答えいたします。

まず可燃でございます。令和５年度が６２９.８１トン、令和６年度が６０８.５５トン、令和７年度が５９２.５７トンでございます。

次に不燃でございます。令和５年度が３５.６２トン、６年度が３４.２８トン、７年度が３０.５１トンでございます。

次に資源でございます。５年度が６５トン、６年度が６４トン、７年度が６６.７６トンでございます。

それから粗大ごみでございます。５年度が８.９７トン、６年度が１３.０９トン、７年度が１０.９７トンでございます。

次に、処分費用にかかる村の負担金額の推移でございます。令和５年度におきましては３,６２７万４,０００円、６年度におきましては３,９１８万８,０００円、７年度におきましては３,９３８万３,０００円でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　過去３年間という状況でありましたけれども、処分量は減少傾向であるようでありまして、費用にかかる負担金、これも全国の状況と同様に増加傾向にあるということであったようでございます。

ただいま課長の説明で排出量が減少傾向でしたが、これについても私は一昨年廃棄物の排出量と負担額の質問をしたところで、その際も前年より排出量は横ばいから減少傾向ということでございました。これも広報紙等によるごみ出し情報や分別への協力記事が住民への周知となり、ごみ出しに対する意識が高まったものと思われるところであります。

そのときの回答にもありましたけれども、可燃ごみを適正な分別を行っていただくことが重要と考えていると、資源ごみとして分別していただくことが可燃ごみを減らし、さらにリサイクルとして活用されていくとの答弁でございました。

そこででございますが、現在、家庭から出される一般廃棄物等は、ごみ出しについては、先ほどから申しましたように、一定のルールに基づき分別がされておりますが、その分別はさらに細かな仕分けが十分ではないと思われるようでございます。ご存じのとおり、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル、瓶類、布、新聞紙、段ボールといった明らかに資源になるものは分別され、搬出されているようですけれども、紙類やトレイ類は普通のように可燃ごみとして排出されているようにも思われます。

近年、日常的に購入します消耗品や食料品の箱、包装紙にはリサイクルマークがあり、紙やプラの印刷表示があるのはご存じかと思います。そのマーク、印がある紙やプラ製品こそが仕分け

が必要かと思っているところでもあります。可燃物ごみの搬出の中で、家庭から出るプラスチック類は一般廃棄物の分類となり、紙類と一緒に本村でいえばクリーンプラザへの持ち込みについては可能であることから、何ら問題はないのですが、プラスチック類は再生が可能だと聞きます。家庭から出るプラスチック類もですが、企業、事業所から出るプラスチック類、いわゆる廃プラスチック類の処分量も依然多いと思われます。

そこでですけれども、村内における可燃ごみの紙、プラスチック類の割合、その仕分けの現状はどのような状況なのか、把握されているのか、わかる範囲で結構ですのでお尋ねいたします。また、プラスチック類を資源ごみとして扱い、搬出することは可能なのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。本村におきましては、住民の皆様の深いご理解とご協力によりまして、一定のルールに基づいたごみ出しが行われているところでございます。現在の可燃ごみの状況を検証いたしますと、本来であれば「資源ごみ」として回収・再利用が可能である「雑がみ」であったり、リサイクル可能な「プラスチック製容器包装」等におきましても、現在のところ可燃ごみとして回収しているのが今のところの現状でございます。

その後のプラスチック類等資源ごみとしての取扱いの件でございます。現在、近隣市町村におきましては、人吉市が先行してプラスチックごみの分別を実施されております。本村の「地域懇談会」におきましても住民の皆様から、「人吉が始めているのに、なぜ山江村では始めないのか」といった、導入を期待するご要望もいただいているところでございます。これら住民の皆様の声を真摯に受け止めまして、担当課といたしましては、人吉市へのヒアリングを行いまして、こちらではスタートするまで約２年ぐらいかかるということや、あと中間処理施設であります熊本市のエコポート九州への現地視察、それから地元回収業者との打ち合わせ、さらには日本容器包装リサイクル協会や国への申請スケジュールの確認など、実務的な導入手順の調査・研究を現在重ねているところでございます。

まず、プラスチック分別を導入することによる最大のメリット、コスト削減効果でございますが、第一に、可燃ごみの３割から４割を占めるといわれるプラスチック類を分別することで、可燃ごみ全体の重量が劇的に減少することでございます。これによりまして、現在、年間先ほどご答弁いたしましたが、約３,９００万円ほどに達している広域行政組合への可燃物処理負担金を、大きく引き下げることが可能になるのではないかと考えております。

また、住民の皆様におかれましても、可燃ごみ袋の購入が比較的少なくてすむことが挙げられると考えられます。

第二に、法律でございますが、容器包装リサイクル法という法律があるんですが、それに則ったリサイクルルートを構築しますれば、プラスチックの最終的な資源化費用の大部分、約９割でございますが、こちらは国や製造事業者が負担する仕組みとなっているため、村の純粋な処理負担自体は非常に低く抑えられるという点にございます。

ただ、一方でデメリット、いわゆるクリアすべき課題でございますが、どこでどのように処理を完結させるかという手法に伴うコストでございます。現在、本村が想定している二つの手法でございますが、比較いたしますと、まず民間施設、こちらはエコポート九州等を活用した場合でございますが、村単独での先行導入の場合、地元事業者の圧縮技術を活かせる強みはあるものの、

熊本市までの多大な運搬費用などにより、県補助を差し引いても年間約４００万円ほどの単独負担が新たに発生するところでございます。しかし、この方式を採用すれば、将来完成する新ごみ処理施設におきまして、プラスチック処理ラインの建設負担金や将来の維持管理負担金が抑えられ、中長期的な総コストで見れば、結果的に安く抑えられる可能性もございます。

これに対しまして、もう一つの手法でございます人吉球磨広域行政組合の新施設完成に合わせて導入する場合は、近隣町村と足並みをそろえることで日々の運搬コストを抑えられるメリットがございます。その一方、広域施設内にプラスチック処理リサイクル設備を新設するための建設負担金が、将来的に村の財政負担として跳ね返ってくるリスクを、こちらも慎重に計算しなければならないと考えているところでございます。

つまり、現在の本村の明確な論点といたしましては、プラゴミ分別を否定することでは決してございませんで、可燃物処理費の削減効果であったり、国の負担制度を最大限に引き出した上で、目先の運搬、委託費を払ってでも民間を活用し続ける方が得なのか、それとも新ごみ施設への建設負担金を支払って、一括処理するほうが得なのかという、村の未来を見据えたシミュレーションとコスト比較を今、行っているところでございます。

村といたしましては、プラごみ分別の実施に向けて極めて前向きでございまして、地元業者との連携を含めた実務的な準備は既に整えているところでございます。今後は、こちらの新ごみ処理施設の基本計画の動向を注視いたしまして、また建設負担金や民間委託費、そして可燃物処理費の削減効果の長期的コストバランスを厳密に見極めまして、村民の皆様にとって最も経済的負担が少なく、持続可能な処理方法を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、課長のほうから説明いただきましたけれども、民間施設を利用する点と、それから新ごみ処理場への搬出、いろいろシミュレーションがあるから調査研究をしていくということでございますけれども、先々のことを考えてもですね、本当に前向きに検討するということでしたので、どうぞ検討していただければと思います。

年々廃棄物の収集量は減少しており、しかし処理費用は年々増加している現状でございます。現在収集されている可燃ごみが、紙やプラスチック類を取り除けば現在の搬出量が半分以下になるとも言われております。人吉球磨クリーンプラザの稼動期限も決まっているようですが、焼却稼動に無理をさせないよう、少しでも可燃物の量を削減するよう努力も必要ではないでしょうか。以前、新聞等で拝読したのが、小学生の投稿で、プラスチックのごみを減らすことが大切、ごみを生み出さない努力が必要と意見が述べられてありました。まさにそのとおりだと思います。

そこで、まずは可燃ごみとされているプラスチック類の分別・仕分けだけでも促すよう、住民に周知してはどうでしょうか。聞くところによると、先ほど課長からありましたけれども、他の自治体、人吉でも仕分けが進んでいるということでございますので、資源ごみとしてプラスチック類の分別に取り組んではどうでしょうか。お尋ねいたします。

例えば、役場や小中学校、村内企業といった事業所など、また仕分けのモデル地区として行政区を指定して、分別仕分けに取り組んではいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。分別を各学校とかで行ってみればということでございます。確かに資源を分別するということは大切なことでございます。あとその処理方法でございますが、実際仕分けしても行き先が今のところ可燃としての広域行政組合への搬出という形になってしまいますので、そのへんも加味しながら前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　確かにいろいろ課題等があると思いますけれども、プラスチック類の原料となる原油や石油製品はなくてはならないものであります。昨今の原油危機は全世界に影響を与えております。プラスチック製品は石油由来にはなくてはならないものですけれども、近年、大量消費そして大量廃棄が続いており、廃棄されるプラスチック類を資源として再生するよりも、新たなナフサなどから生産したほうが経費が安く、製品としての生産価格が抑えられるとも聞きます。

しかしながら、世界情勢の厳しい中、今だからこそ石油製品に由来するプラスチック類のゴミを正しく分別して、資源として再生させることが限りある資源の有効活用だと思われます。

本村においてもプラスチック類の資源としての再利用の仕組みが構築されておりませんけれども、分別などできるところから取り組んではと思うところでございます。ご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に質問しております官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」事業について、お伺いいたします。これに関しては、先ほど質問された立道議員と重なる部分もあるかと思いますが、質問内容をご判断いただき、ご答弁をお願いいたします。

本事業については、事業費も当初予算にも計上され、本格的に「栗の駅」を拠点として事業を進められており、これまで議会の一般質問等でも取り上げられ、議会全員協議会でも説明があっております。またこれについては、昨年度から地域懇談会などを通じて住民の方々へは説明等がなされ、ケーブルテレビや広報紙等でも周知されているところでありますが、なかなか詳細については事業内容等の浸透が行き届かないところもあろうかと思います。山江村が目指す将来像を展開するため、少子高齢化、生産基盤の脆弱性、さらに中山間地域の生活サービス維持の困難化など、多くの課題解決に向け住みよい村づくりの実現のため、国の交付金を活用し、特産である「やまえ栗」を柱として取り組む官民共創の事業でありますが、そのような中で、今回取り組みの事業については、これまで行政が実施してきた施設の事業整備などは、村が事業主体となって発注し、契約から完了、そして完成後は指定管理者制度などを用いて施設の管理業務を運営してきましたが、このたびの「栗の駅」の整備事業は、施設整備の事業開始から管理運営までを行うＰＦＩ方式を採用され取り組むということでありますが、そのＰＦＩ事業、聞き慣れない言葉でもございますので、そのＰＦＩ事業体制について、いま一度説明をいただきたいと思います。また今回、事業主体としたＰＦＩ方式のメリットなどについても併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。今回採用しました「ＰＦＩ方式」とはどのようなものなのか、また、そのメリットについてご説明いたします。今回の「栗の駅」事業の実施にあたり、公設民営として整備する施設におきましては、ＰＦＩ方式という官民が連携する新しい手法を採用しております。従来の公共事業では、設計・建設・維持管理・運営などを村

がそれぞれ別の業者に分割して発注しておりました。しかし、今回のＰＦＩ方式では、これら一連の業務を一つの民間事業者グループに一括して長期間委託することになります。このＰＦＩ方式の主なメリットは大きく３点ございます。

１点目が、「民間のノウハウとアイデアの活用」です。民間事業者が施設の設計建設から運営までを行うため、「いかに効率的に運営し、賑わいを生み出すか」という視点から、民間ならではの柔軟なアイデアや経営ノウハウが存分に発揮され、質の高いサービス提供が期待できます。

２点目は、「コストの削減と効率化」です。建設から運営までを一貫して任せることで無駄が省かれます。また、施設を長持ちさせるための効率的な維持管理が可能となりますので、結果として施設を建ててからその役割を終えるまでの生涯にかかる費用全体を抑えることができます。

そして３点目は、「村の財政負担の軽減と平準化」です。施設の建設時にはまとまった費用が発生いたしますが、国の交付金や起債を最大限活用して、村の直接的な負担を大幅に軽減いたします。その上で、完成後の維持管理や運営に係る費用は、長期間にわたり毎年度計画的に支払うことで、財政負担を平準化し、さらに施設運営から得られる民間収益の一部を村に納付していただくことで、実質的な負担をさらに抑え、事業の持続性を高めることが可能となります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま課長から説明いただきました「ＰＦＩ方式」、いろいろ挙げてもらいまして、民間のノウハウ、アイディアが活用できると、財政負担を下げられるということで、本村が進める一大事業でもありますし、本当にこのＰＦＩ事業で進めていただきたいものでございます。

先ほども申しましたけれども、今年度当初予算も「栗の駅」整備事業として事業費相当な額が計上されておりますが、議会での予算説明の中でも、また議会の全員協議会でも説明がありましたが、改めてですね、今年度事業費を含めた事業内容、先ほどの立道議員の答弁とかぶるかもしれませんけれども、内容説明をお願いいたします。

また今後の対応、それからスケジュール、進捗状況をお尋ねする予定でしたけれども、これについては答弁いただいておりますので、まずは今年度の事業の内容説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは、今年度の事業費と計画につきましてご説明いたします。「栗の駅」及び「再生可能エネルギー」に関する全体事業費のうち、今年度ＰＦＩ手法を用いて公設民営で整備する施設については、民間企業からの提案上限額を「約１１億６,０００万円」に設定して準備を進めてまいりました。具体的な事業内容は大きく二つ予定しております。

１点目は、「栗の駅の施設整備」です。直売所やカフェ、公園を備えた「商業・にぎわいゾーン」及び「コミュニティゾーン」の建設工事に着手いたします。また、地域の農業を支援する「産業支援ゾーン」においては、既存の施設である「旧くり選果場」の解体工事を行い、併せて、新たな農産物の集出荷施設などの設計を進める計画としております。

２点目は、「再生可能エネルギー事業」となります。太陽光発電設備を今年度は拠点施設「栗の駅」と「山江村体育館」に設置いたします。加えて、山田蕨野地区の村有地に大型の「系統用蓄電池」を、そして「栗の駅」敷地内には「電気自動車用の急速充電器（ＥＶチャージャー)」を整備いたします。

これらの事業により、平時の電気代削減や脱炭素を進める「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、非常用電源を確保し、村の防災力を強化することを目的としております。

しかしながら、立道議員への答弁でも申しましたとおり、これらを進めるための民間企業の募集につきましては、物価高騰による事業費の乖離や資材調達の遅れによる工期不足から、残念ながら期限までに応募がなく、不調という結果になってしまいました。

村といたしましても、今回の結果を重く受け止め、再公募においては、「費用の上限額」や「スケジュール」等を速やかに見直し、令和８年９月上旬に改めて再募集を行う予定としております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま課長のほうから詳しく説明いただきました。本当に大変厳しい情勢であります。円安などから材料費など物価高騰が続く中、人手不足などの影響もあり、人件費の上昇、さらに世界情勢での原油の供給不足による、石油製品が欠かせないナフサからの製品不足は、我々が生活していく中にも痛手となっております。あらゆる面へのしわ寄せがきていているのも事実であります。とにかく、先ほどから答弁があっておりますけれども、当面の課題を解決していただき、事業を進めなければならないと思いますので、国や県とも協議され、関係機関と連携を取りながら対策を望むものでございます。事業推進のための今後のさらなる対応をお願いいたします。

それでは、次に質問いたしております災害への備えについてお伺いいたします。今年も今月の４日に梅雨入りをし、平年並みであると発表がありました。雨が降るたびに大雨情報など気象に関して気になるところでもありますが、近年の降雨は局地的な大雨となり得る状況が多いかともあります。梅雨に限らず、気圧や偏西風の影響により、大雨の前線が線状降水帯を発生させ、各地に災害をもたらしているのも最近の状況のようでございます。

ご承知のとおり、その災害のリスクを最小限に抑えるため、国は大雨に関する新たな気象情報の提供を発表しました。これについてはテレビや新聞等でも報道され、また本村においても、先月、先々月の広報紙等で住民へ周知されていることは存じております。警戒レベルがレベル１の注意情報から、レベル５の特別警報に区分され、危険な場所から全員避難の危険警報がレベル４と、それぞれ気象情報の名称を変えたりしており、気象庁が出す防災気象情報と自治体が住民に避難行動を促す避難情報を、よりわかりやすく連動させたということですが、本村においても気象庁から大雨等の情報が発令された場合は、新しい防災気象情報のもと、警戒体制を取られると思われますが、これまでと違った対応を取られるのか、村民の呼びかけなど以前と違った初動行動となるのか、対応についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは、白川議員のご質問にお答えいたします。議員が質問でも申されておりましたけれども、「新たな防災気象情報」、本年５月２９日から運用が開始されております。それの経緯を申し上げますと、これまでの防災気象情報では、災害の種類、例えば大雨とか土砂災害とか、河川氾濫などによって名称がバラバラであったり、いつ避難すればいいのかが直感的に伝わりにくく、避難の遅れにつながることが指摘されておりました。警報ぐらいとかそういうのじゃ避難せんでもよかろうということで、犠牲になられる方々もいらっしゃるというような報道が毎年のようになされておりました。自治体が発令する５段階の警戒レベルと、気象台が

発表する情報を完全に一致させるとともに、名称そのものがシンプルに整理されたということでございます。

代表的なもので言えば、議員も先ほど申されましたが、情報の名称にレベルの数字が入るようになりました。例えば、これまでの大雨警報であったら、以前は「大雨警報」と言っておりましたけれども、５月２９日からは「レベル３大雨警報」「レベル３土砂災害警報」などですね、レベルが警報とかその名称の前に付くようになっております。

また、災害の種類にかかわらず、同じレベルであれば同じキーワードが使われます。特にレベル４には危険警報という新しい区分が新設されました。先ほど議員も言われましたが、警戒レベル１では早期注意情報、警戒レベル２では注意報、警戒レベル３では警報、警戒レベル４では危険警報、警戒レベル５、これが出たときは非常に危険が発生しているということですが、特別警報というような区分になっております。

さらに洪水警報、洪水につきましてもレベル５の洪水特別警報などが新設され、どの災害でも５段階のレベルがそろうことになりました。議員も先ほど質問の際に申されましたけれども、先日、台風６号が接近した際や、先週末の熱帯低気圧、梅雨前線等の接近によりまして、熊本県や本村にはレベルの注意情報は出ませんでしたけれども、近隣の県におきましてはレベル４が出たりとか、近畿地方ではレベル５が出たりとかですね、実際に河川が氾濫している特別警報が出たりとか、そういったものを見聞きされて、だいぶ浸透したのではないかなと感じているところでございます。

本村の避難体制といたしましては、今までも５段階で設定しておりますので、これまでと大きな変更はございません。警戒レベル１では、気象情報の今後の推移に注意してくださいということです。警戒レベル２、注意報段階レベルでは、自らの避難行動、ハザードマップ等を確認してくださいということです。警戒レベル３、警報が出たときには、高齢者避難の呼びかけを行いますし、村といたしましても避難所の開設を検討、もしくは設置をしているということでございます。警戒レベル４で避難指示、危険な場所から全員避難、ここまでの間で全員避難をしていただくということでございます。警戒レベル５、特別警報が出た際には、既に災害がどこかで発生しているというような情報でございますので、この段階になると役場の職員や消防団などは、現場に赴けないというような状況でございますので、レベル４の段階で、村が呼びかけますレベル４の段階で、住民の皆様には避難をしていただきますようにお願いしたいと思っております。

このような情報につきましては、議員も先ほど申されましたとおり、広報やまえの５月号や６月号にも掲載しておりますし、今後も定期的に掲載をしながら、住民に周知を図っていきたいと考えているところでございます。議員がお尋ねの避難の体制が大幅に変わったということはございませんので、これからも非常に細心の注意を払いながら、村民の皆様に防災情報を呼びかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま答弁いただきました。本村の避難体制は今までと大きな変化はないということでございます。被害などのリスクを最小限に収めるには、より身近な情報の収集と住民への周知が一番だと思います。現在は、テレビパソコンやスマートフォンのネット情報などからいろんな情報が見られますので、役場からの避難情報が出る前でも、気象庁などからの防災気象情報のレベルを確認して、早めの対応が自分自身の安心・安全につながるもので、自らの情

報収集も大切と思われます。

避難に必要なのは、まず確かな情報を収集し、早めの対応ということですが、避難先の避難経路の確認も大事なものだと思います。毎年地域の区長さんをはじめ関係者、地域の消防分団と地区の危険箇所などの確認を行い、協議し作り上げていく地域防災マップ、ハザードマップの作成でございますけれども、今年も当初予算１９８万円計上されているようであります。

そこでですけれども、今年度取り組む行政区はどこなのか。また、例年地域や関係団体と取り組んでおられる防災・減災の避難訓練等は、今年も計画されているのか、計画があれば実施時期やその内容等、現在わかっている範囲で結構ですので併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。議員お尋ねの地域版防災マップの作成状況につきましては、令和４年度から４地区ずつ作成を行っているところでございます。昨年度、令和７年度に全地区で完成をいたしております。ご協力いただきました地域住民の皆様、消防団をはじめとする関係機関に感謝を申し上げます。完成した地域版防災マップにつきましては、現在、山江村ホームページにて公開しておりますのでどなたでもご覧いただけますが、今年度、議員も申されました当初予算を計上いたしまして、全地区版を１冊にまとめた冊子を作成し、全戸配布することとしております。現在も全地区でき上っておりますので、冊子を作成する事務を進めているところでございます。なるだけ早いうちに作成を行いながら、全戸に配布をしたいと考えているところでございます。

また、防災マップとは別ですけれども、地区別防災計画も作成しております。昨年度末時点で１１地区で完成しております。本年度残りの５地区で地区別の防災計画も作っていくということで、現在担当、危機管理防災監のほうが区長と打ち合わせを行っているところでございます。

併せて、自主防災組織の組織図の作成も区長のほうに依頼をしておりまして、つくり始めてから数年経っておりますので、更新もされている地区とされていない地区があるということでございますので、こちらも担当のほうで、区長さんとあわせて地域に出向きながら更新を図っていきたいということでございます。

また、防災訓練等の実施につきましては、毎年９月から１０月にかけまして、総合防災訓練を実施しているところでございます。令和５年度は豪雨災害を想定、令和６年度、７年度は大地震による被害を想定した避難訓練等を実施しているところでございます。本年度も９月から１０月にかけて実施をする予定でございますが、地震と地震ときておりますので、本年は大雨等を想定した災害を計画したらどうだろうかと考えているところはございますが、詳細なスケジュールにつきましては、これから関係機関と打ち合わせをしていくということでございます。

またこのほか、地区におきましても防災教室をされたり、独自で避難訓練をされたり、消防団を呼んでの防災活動を行ったりということで訓練をされておりますので、地区で考えられていることがございますれば、総務課のほうに問い合わせいただければお手伝いをさせていただきます。

議員も申されましたけれども、村が呼びかける前にですね、住民の皆様で危険情報を察知し、自らが取る行動を素早くとっていただければ、人命の被害は十分に防げると思いますので、住民の皆様のご協力もよろしくお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ありがとうございます。今年度は全地域版の防災マップが完成するということであり、また、避難訓練も計画があるということでございました。地域ならではの危険区域があるかと思いますそれぞれですね。先日テレビで紹介があったのが、災害時に避難を始める目印をあらかじめ決めておくと良いということでありました。例えば、川の水位が一定の高さになったときや、普段見える岩や岸側の場所が見えないなど、異変に気づいたら避難スイッチを決めておいて、地域で声を掛け合い避難を始めるということでございました。こういった事例も参考にしながら、地域で行うまた今後計画されている防災訓練等にも活かせたらと思っているところであります。

避難訓練においては、頭で覚えていても実際訓練等に参加して動いて体に身につけるのが何よりと思いますので、ぜひ機会があれば関係地域で参加していただきたいものでございます。災害は備えておいても起こるもので、様々な情報を入手して早め早めの行動が大切だと思います。行政などから様々な情報を地域で共有し、家族で話し合い、自分自身が被害に遭わないよう安心して住み良い村になることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　通告がありました一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

散会　午後２時４７分

第　３　号

６ 月 １ ２ 日 （ 金 ）

令和８年第４回山江村議会６月定例会（第３号）

令和８年６月１２日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第　１　承認第　２号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号))
日程第　２　承認第　３号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号))
日程第　３　承認第　４号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号))
日程第　４　承認第　５号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号))
日程第　５　承認第　６号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号))
日程第　６　承認第　７号　専決処分事項の承認を求めることについて(令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号))
日程第　７　承認第　８号　専決処分事項の承認を求めることについて(山江村税条例の一部を改正する条例)
日程第　８　承認第　９号　専決処分事項の承認を求めることについて(山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第　９　同意第　２号　山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１０　議案第３４号　山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども･子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第３５号　山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議案第３６号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　議案第３７号　令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第３８号　令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第３９号　令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）
日程第１６　閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員

７番	立　道　　徹	議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番	久保山　直　巳	議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	髙　橋　　忍　君		

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総　務　課　長	松　尾　充　章　君
税　務　課　長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建　設　課　長	今　村　禎　志　君	教　育　課　長	迫　田　教　文　君
会計管理者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第３の本会議での質疑、討論、表決となっております。

発言については、山江村議会会議規則規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いいたします。また、執行部につきましても簡潔な回答をお願いいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　承認第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号））

○議長（森田俊介議員）　日程第１、承認第２号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号））の議題の質疑を許します。質疑ありませんか。

赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　ただいま議題になっております専第２号、令和７年度山江村一般会計補正予算（第１２号）について、１点質疑をいたします。

ページのほうが１０ページになりますが、款１２、分担金及び負担金、目４の農林水産業費負担金、節１、農業費負担金として、川辺川土地改良区農家負担金２万８,０００円、川辺川土地改良事業農家負担金（過年度分）の３１万２,０００円とありますが、内容について質疑いたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。こちらは令和５年度に完了しました川辺川造成団地の償還金の負担金でございます。山江村のほうがまず負担しておりまして、そちらのほうを各農家のほうに負担金として納めていただく形になっております。そちらの納付のほうの収納の分でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　件数とかそのへんのところをお伺いしたかったんですが、まず、過年度分についてはですね、この事業については令和５年度から償還が始まっているかと思うんですが、当初から償還が滞っている案件とか、受益者死亡ですね、また所在不明等の案件があるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。まず、令和７年度の分ですが、９２.５％の収納で今、動いているところでございます。また過年度分につきましても９１.６％ということで、所在の確認できるところにつきましては、引き続き収納のほうをお願いしながら通知等も発送しているところでございます。以上でございます。

すみません、人数まではすみません、確認しておりませんでした。

○５番（赤坂　修議員）　当初から入っていない案件はあっとですかね。

○産業振興課長（清永弘文君）　当初から入っていない案件はございません。

○５番（赤坂　修議員）　質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第２号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　承認第３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））

○議長（森田俊介議員）　日程第２、承認第３号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第３号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　承認第４号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））

○議長（森田俊介議員）　日程第３、承認第４号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第４号は、原案のとおり承認することに決定いたし

ました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　承認第５号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号））

○議長（森田俊介議員）　日程第４、承認第５号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第３号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第５号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　承認第６号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号））

○議長（森田俊介議員）　日程第５、承認第６号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第４号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第６号は、原案のとおり承認することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　承認第７号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号））

○議長（森田俊介議員）　日程第６、承認第７号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第６号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第７号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　承認第８号　専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員）　日程第７、承認第８号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第８号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　承認第９号　専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員）　日程第８、承認第９号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第９号は、原案のとおり承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　同意第２号　山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第９、同意第２号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、ご面倒ですが１人ずつの起立採決といたします。

まず初めに、渕田和代さん、賛成の方のご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、吉川浩さん、賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、山田明見さんに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、松本聖司さん、賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、丸山幸喜さんに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、犬童泰輔さんに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、下田政寿さんに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

次に、秋丸大輔さんに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　お座りください。

従いまして、同意第２号については、渕田和代さん、吉川浩さん、山田明見さん、松本聖司さん、丸山幸喜さん、犬童泰輔さん、下田政寿さん、秋丸大輔さんの任命に同意することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　議案第３４号　山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１０、議案第３４号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第３５号　山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１１、議案第３５号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第３６号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１２、議案第３６号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　議案第３７号　令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１３、議案第３７号、令和８年度山江村一般会計補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま議題となっております議案第３７号、令和８年度一般会計補正予算第１号について、１点質疑いたします。

ページは１０ページでございまして、教育費、中学校費、学校管理費の財源組替えに関するものでございますけれども、今回は補正の財源の組み替えとしまして１,１５０万円計上されておりますけれども、この事業については、中学校の教室をフューチャークラスとして改修するということで、当初予算にも工事請負費２,３１０万円計上されておりました。

建物建設や改修工事、昨今の資材不足による物価高騰などから、工事費の増の懸念は考えられないのか。また、今回財源組替えと併せて、工事請負費の増額等の見直し等は検討されたのか、質疑いたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。本事業につきましては、予算計上にあたり、当初予算のほうで２,３１０万円計上させていただいております。今回は財源の内訳ということで今回計上させていただきました。予算計上にあたりましては、見積書を徴収いたしまして、現在の価格水準を踏まえまして積算をしておりますので、現時点では当初予算額の範囲内で実施できるものと考えております。

物価高騰の動向につきましては、引き続き注視してまいりたいと思っております。今後も限られた予算の中で効果的な事業に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

［「質疑を終わります」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ございませんか。

横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　提案されております議案第３７号、一般会計予算（第１号）、ページは１０ページの教育費、社会教育費、文化財保護費、工事請負費１６０万円、石蔵跡地整備工事について１点だけ質疑いたします。

これは篤志家からの貴重な石蔵を山江村に寄贈いただきました。当初は石蔵拠点整備事業ということで計画されておりましたけれども、その石蔵を撤去して、持ち帰ってきました。その跡地の整理のことだと思いますが、この跡地整理、数年経ってなぜ今ごろ出てくるのかなということも考えられますが、この業者さんに撤去されたときに覚書等取り交わした中に、この跡地整理のことは設計書の中に打ち込んであったのか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。文化財保護費の工事請負費につきましては、令和３年度から石蔵を寄附いただいております。しかし、当時石蔵が建っておりました相手方の隣接の建物も令和２年豪雨で被害を受けておりまして、その当時解体をされる予定だったため、日程につきましては後日協議することとなっておりました。今年１月に入りまして、相手の方か

ら解体が終わったと連絡があったことから、今回計上させていただいているものでございます。

撤去につきましては、整地のほうは上げておりませんでしたので、今回上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　この石蔵撤去工事は、村内の業者さんが請負されました。本来ならば業者さんで跡地はきれいに整理されるはずだと思います。しかし、令和３年と言われましたけれども、今になってここをするということは、誰が考えてもおかしい面がありますが、行き違いがあったかもしれません。そういったことを踏まえて、今後やはり担当課、特に工事現場、確認の徹底、ぜひ、あとでこういう問題が出てこないように、担当課におかれては、きちんとその工事現場の跡の竣工まできちんと徹底されるよう要望します。終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１４　議案第３８号　令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１４、議案第３８号、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１５　議案第３９号　令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、議案第３９号、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第３９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、お手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査といたしますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理、議長に委任することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、令和８年第４回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時２２分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員